

参考資料1-1-1

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
道 路 橋 定 期 点 檢 要 領	道 路 橋 定 期 点 檢 要 領
<p><u>平成 26 年 6 月</u> 国土交通省 道路局</p>	<p><u>平成 31 年 月</u> 国土交通省 道路局</p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
<p>本要領の位置付け</p> <p>本要領は、道路法施行規則第<u>4条の5の2</u>の規定に基づいて行う点検について、最小限の方法、記録項目を具体的に記したものです。</p> <p>なお、道路の重要性や施設の規模などを踏まえ各道路管理者が必要に応じて、より詳細な点検、記録を行う場合は、<u>国土交通省等が定期点検に用いる点検要領等</u>を参考にしてください。</p>	<p>本要領の位置付け</p> <p>本要領は、道路法施行規則第<u>4条の5の5</u>の規定に基づいて行う定期点検について、<u>道路管理者が遵守すべき事項や法令を運用するにあたり最低限配慮すべき事項</u>を記したものです。</p> <p>また、定期点検を行う際に参考となる技術的な留意点は、<u>付録1 定期点検の実施にあたって的一般的な注意点等</u>を参考してください。</p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知 目 次	改定案 目 次
<p>1. 適用の範囲 1</p> <p>2. 定期点検の頻度 1</p> <p><u>3. 定期点検の方法</u> 2</p> <p><u>4. 定期点検の体制</u> 2</p> <p>5. 健全性の診断 3</p> <p><u>6. 措置</u> 7</p> <p><u>7. 記録</u> 7</p> <p><u>別紙 1 用語の説明</u> 9</p> <p><u>別紙 2 定期項目（変状の種類）の標準（判定の単位）</u> 19</p> <p><u>別紙 3 点検表記録様式の記入例</u> 20</p> <p><u>付録 1</u> 一般的な構造と主な着目点 23</p> <p><u>付録 2</u> 判定の手引き 53</p>	<p>1. 適用範囲 1</p> <p>2. 定期点検の頻度 1</p> <p><u>3. 定期点検の体制</u> 2</p> <p><u>4. 状態の把握</u> 2</p> <p>5. 健全性の診断 3</p> <p><u>6. 記録</u> 7</p> <p><u>7. 措置</u> 7</p> <p><u>付録 1 定期点検の実施にあたっての一般的な注意点</u> 9</p> <p><u>別紙 1 定期点検項目の例</u> 19</p> <p><u>別紙 2 様式 1 様式 2</u> 20</p> <p><u>付録 2</u> 一般的な構造と主な着目点 23</p> <p><u>付録 3</u> 判定の手引き 54</p> <p><u>付録 4 コンクリート片等第三者被害につながる損傷の事例</u> 104</p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
<p>1. 適用範囲</p> <p>本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等(以下「道路橋」という)の定期点検に適用する。</p>	<p>1. 適用範囲</p> <p>本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等(以下「道路橋」という)の定期点検に適用する。</p>
<p>【補足】</p> <p><u>本要領は、省令で定める「橋」について、道路橋の各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得るための、定期点検の基本的な内容や方法について定めたものである。</u></p> <p><u>ここで、道路橋の構造や架橋条件等は多岐にわたることから、実際の点検では、本要領の趣旨を踏まえて、個々の道路橋の諸条件を考慮して定期点検の目的が達成されるよう、適切な内容や方法を行うことが必要である。</u></p> <p><u>なお、道路橋の管理者以外の者が管理する占用物件については、別途、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求めるものとする。</u></p>	<p>【法令運用上の留意事項】</p> <p><u>本資料は、「道路橋」に対して省令及び告示(以下、「法令」という)に従う定期点検を行うにあたって、参考となる技術情報を主に、要領の体裁でとりまとめた技術的助言である。各部材の状態の把握と措置の必要性の検討を適切に行い、また、将来の維持管理に有益となる記録を効率的・効果的に残すために、法令の要点を示したうえで、定期点検の実施にあたって留意することをまとめている。また、付録には、法令を満足する定期点検を行うにあたっての技術的留意事項や考え方の例を収めた。</u></p> <p><u>実際の定期点検の実施や結果の記録は、法令の趣旨に則って各道路管理者の責任において適切に行う必要がある。本技術的助言は、各道路管理者において法令の適切かつ効果的に運用が図られるよう、参考とされることを目的としたものである。</u></p> <p><u>統計上は、道路の施設として 2.0m 以上の橋を道路橋として分類していることからこの要領の適用の範囲もこれに併せている。また、道路本体として、何らかの障害物等を跨ぎ、活荷重を支持する構造体は、この要領でいうところの橋として扱うのがよい。なお、2.0m 未満の橋であっても道路の安全や第三者被害に懸念を与える劣化や損傷が生じることがあることに留意が必要である。</u></p>
<p>2. 定期点検の頻度</p> <p>定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。</p>	<p>2. 定期点検の頻度</p> <p>定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。</p>
<p>【補足】</p> <p><u>定期点検は、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。</u></p> <p><u>なお、道路橋の架設状況、状態によっては5年より短い間隔で点検することを妨げるものではない。</u></p> <p><u>また、施設の機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等を適宜実施することが望ましい。</u></p>	<p>【法令運用上の留意事項】</p> <p><u>定期点検では、次回の定期点検までの期間に想定される道路橋の状態の変化も考慮して健全性の診断を行うことになる。</u></p> <p><u>道路橋の架設状況と状態によっては5年より短い間隔でも状態が変化したり危険な状態になる場合も想定される。法令は、5年以内に定期点検することを妨げるものではない。</u></p> <p><u>また、政令に規定されるとおり、施設の機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等については適宜実施するものである。</u></p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
<p><u>4. 定期点検の体制</u></p> <p>道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。</p>	<p><u>3. 定期点検の体制</u></p> <p>道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。</p>
<p>【補足】</p> <p><u>健全性の診断（部材単位の健全性の診断）において適切な評価を行うためには、定期点検を行う者が道路橋の構造や部材の状態の評価に必要な知識および技能を有していることとする。</u></p> <p><u>当面は、以下のいずれかの要件に該当することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること ・道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること ・道路橋の点検に関する相当の技術と実務経験を有すること 	<p>【法令運用上の留意事項】</p> <p><u>道路橋は、様々な材料や構造が用いられ、また、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれること、また、これらによって、変状が道路橋に与える影響、変状の原因や進行も異なることから、道路橋の状態と措置の必要性の関係を定型化し難い。また、記録に残す情報なども、想定される活用方法に応じて適宜取捨選択する必要がある。そこで、省令に規定されるとおり、必要な知識と技能を有する者（以下、定期点検を行う者という）が道路橋の定期点検を行うことが求められる。</u></p> <p><u>たとえば以下のいずれかの要件に該当する者が行うことが重要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること ・道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること ・道路橋の定期点検に関する相当の技術と実務経験を有すること
<p><u>3. 定期点検の方法</u></p> <p><u>定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。</u></p> <p><u>また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。</u></p>	<p><u>4. 状態の把握</u></p> <p><u>健全性の診断の根拠となる状態の把握は、近接目視により行うことを基本とする。</u></p>
<p>【補足】</p> <p><u>定期点検では、基本として全ての部材に近接して部材の状態を評価する。</u></p> <p><u>近接目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している。</u></p> <p><u>近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを適用することを検討しなければならない。なお、土中部等の部材については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には、必要に応じて試掘や非破壊検査を行わなければならない。</u></p> <p><u>また、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法によらなければならぬ。</u></p>	<p>【法令運用上の留意事項】</p> <p><u>定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。</u></p> <p><u>道路橋の健全性の診断を適切に行うために、法令では、定期点検を行う者が、道路橋の外観性状を十分に把握できる距離まで近接し、目視することが基本とされている。これに限らず、道路橋の健全性の診断を適切に行うために、または、定期点検の目的に照らして必要があれば、打音や触診等の手段を併用することが求められる。</u></p> <p><u>一方で、近接すべき程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、定期点検を行う者が橋毎に判断することとなる。</u></p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案										
<p>5. 健全性の診断</p> <p><u>定期点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行う。</u></p> <p>(1) 部材単位の健全性の診断 (判定区分)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>部材単位の健全性の診断は、表-5.1 の判定区分により行うこととする。</p> <p style="text-align: center;"><u>表-5.1 判定区分</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">I <u>健全</u></td> <td style="padding: 5px;">構造物の機能に支障が生じていない状態。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">II <u>予防保全段階</u></td> <td style="padding: 5px;">構造物の機能に支障が生じていないが、<u>予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">III <u>早期措置段階</u></td> <td style="padding: 5px;">構造物の機能に支障が生じる可能性があり、<u>早期に措置を講ずべき状態。</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">IV <u>緊急措置段階</u></td> <td style="padding: 5px;">構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、<u>緊急に措置を講ずべき状態。</u></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>【補足】</p> <p><u>点検時に、うき・はく離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記 I～IVの判定を行うこととする。</u></p> <p><u>調査を行わなければ、I～IVの判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに調査を行い、その結果を踏まえて I～IVの判定を行うこととなる。</u></p> <p><u>(その場合、記録表には、要調査の旨を記録しておくこと。)</u></p> <p><u>判定区分の I～IVに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>I : 監視や対策を行う必要のない状態をいう</u></p> <p><u>II : 状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう</u></p> <p><u>III : 早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう</u></p> <p><u>IV : 緊急に対策を行う必要がある状態をいう</u></p>	区分	状態	I <u>健全</u>	構造物の機能に支障が生じていない状態。	II <u>予防保全段階</u>	構造物の機能に支障が生じていないが、 <u>予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。</u>	III <u>早期措置段階</u>	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、 <u>早期に措置を講ずべき状態。</u>	IV <u>緊急措置段階</u>	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、 <u>緊急に措置を講ずべき状態。</u>	<p>5. 健全性の診断</p> <p>(削る)</p>
区分	状態										
I <u>健全</u>	構造物の機能に支障が生じていない状態。										
II <u>予防保全段階</u>	構造物の機能に支障が生じていないが、 <u>予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。</u>										
III <u>早期措置段階</u>	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、 <u>早期に措置を講ずべき状態。</u>										
IV <u>緊急措置段階</u>	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、 <u>緊急に措置を講ずべき状態。</u>										

(判定の単位)

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表-5.2に示す評価単位毎に区別して行う。

表-5.2 判定の評価単位の標準

<u>上部構造</u>			<u>下部構造</u>	<u>支承部</u>	<u>その他</u>
<u>主桁</u>	<u>横桁</u>	<u>床版</u>			

【補足】

道路橋は機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わされた構造体であり、部材単位の変状や機能障害が道路橋全体の性能に及ぼす影響は、橋梁形式等によって大きく異なる。
また、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、健全性の診断を部材単位で行うこととした。(別紙 2 点検項目(変状の種類)の標準(判定の単位)参照)

なお、表-5.2 に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について橋全体への影響を考慮して「表-5.1 判定区分」に従って判定を行う。

表-5.2 でその他に分類される部材について、直轄国道において適用される「橋梁定期点検要領」(平成 26 年 6 月 国土交通省道路局国道・防災課)、また、附属物については、「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(平成 26 年 6 月 国土交通省道路局国道・防災課)を参考にすることができる。

(変状の種類)

部材単位の診断は、少なくとも表-5.3に示す変状の種類毎に行う。

表-5.3 変状の種類の標準

<u>材料の種類</u>	<u>変状の種類</u>
<u>鋼部材</u>	<u>腐食、亀裂、破断、その他</u>
<u>コンクリート部材</u>	<u>ひびわれ、床版ひびわれ、その他</u>
<u>その他</u>	<u>支承の機能障害、その他</u>

【補足】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なることがあることが一般的である。同じ部材に複数の変状がある場合には、それぞれの変状の種類毎に判定を行う。(別紙2 点検項目(変状の種類)の標準(判定の単位)参照)
なお、その他の変状について、直轄国道において適用される「橋梁定期点検要領」(平成26年6月 国土交通省道路局国道・防災課)を参考にすることができる。

(2) 道路橋毎の健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断は表-5.4の区分により行う。

表-5.4 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(1) 道路橋毎の健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断は表-5.1の区分により行う。

表-5.1 判定区分

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【補足】

道路橋毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、道路橋毎で総合的な評価を付けるものであり、道路橋の管理者が保有する道路橋全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

部材単位の健全度が道路橋全体の健全度に及ぼす影響は、構造特性や架橋環境条件、当該道路橋の重要度等によっても異なるため、5.(1) 部材単位の健全性の診断結果を踏まえて、道路橋毎で総合的に判断することが必要である。

一般には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

なお、「道路橋毎の健全性の診断」の単位は以下によることとする。

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者が、道路橋の健全性の診断の一連として、道路橋の状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。そして、診断の内容を、告示で求められる4つの区分に分類する。

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
<p>(「道路施設現況調査要項(国土交通省道路局企画課)」を参考にすることができる。)</p> <p>①道路橋種別毎に 1 橋単位とする。</p> <p>②道路橋が 1 箇所において上下線等分離している場合は、分離している道路橋毎に 1 橋として取り扱う。</p> <p>③行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の管理者が単独の場合は当該道路橋の管理者が<u>診断</u>を行う。</p> <p>④行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の管理者が行政境界で各々異なる場合は、<u>点検実施如何に拘わらず</u>橋長の長い方の管理者が<u>診断</u>を行う。(高架橋も同じ)</p>	<p>「道路橋毎の健全性の診断」の単位は以下を基本とする。</p> <p>(「道路施設現況調査要項(国土交通省道路局企画課)」を参考にすることができる。)</p> <p>①道路橋種別毎に 1 橋単位とする。</p> <p>②道路橋が 1 箇所において上下線等分離している場合は、分離している道路橋毎に 1 橋として取り扱う。</p> <p>③行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の道路管理者が単独の場合は当該道路橋の道路管理者が<u>定期点検</u>を行う。</p> <p>④行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の道路管理者が行政境界で各々異なる場合は、橋長の長い方の道路管理者が<u>定期点検</u>を行う。(高架橋も同じ)</p> <p><u>道路橋毎の健全性の診断にあたっては、以下の点に注意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部材等の変状が道路橋全体の健全性に及ぼす影響は、構造特性、変状の原因並びに変状の進行性、架橋条件などによっても異なること。 ・ 複数の部材の複数の変状を総合的に評価するのがよいこと。 ・ 健全性の診断では、変状の原因の推定に努め、措置の範囲や方法の検討に必要な所見を残すことよいこと。一方で、この健全性の診断は、定期点検で得られた範囲の情報に基づく対策の必要性に関する所見であり、具体的な措置方法について検討することはこの要領の定期点検の範囲では想定していない。(「7. 措置」を参照のこと) <p>判定区分の I ~ IV に分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● I : 監視や対策を行う必要のない状態をいう ● II : 状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう ● III : 早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう ● IV : 緊急に対策を行う必要がある状態をいう <p><u>点検時に、うき・はく離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記 I ~ IV の判定を行うこととする。</u></p> <p><u>調査を行わなければ、I ~ IV の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに調査を行い、その結果を踏まえて I ~ IV の判定を行うこととなる。</u></p> <p><u>(その場合、記録表には、要調査の旨を記録しておくこと。)</u></p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p><u>囲をある程度把握できる情報を取得し、記録するのが維持管理上も合理的であることなどから、部材単位で措置の必要性について所見をまとめ、記録しておくことが合理的と考えられている。なお、部材単位での健全性の診断を記録する場合の留意点は、付録 1 が参考にできる。</u></p>
7. 記録	6. 記録
<p>定期点検及び健全性の診断の結果並びに措置の内容等を記録し、当該道路橋が利用されている期間中は、これを保存する。</p>	<p>定期点検の結果並びに措置の内容等を記録し、当該道路橋が利用されている期間中は、これを保存する。</p>
<p>【補足】</p> <p>定期点検の結果は、維持・<u>補修</u>等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。</p> <p><u>また、定期点検後に、補修・補強等の措置を行った場合は、「健全性の診断」を改めて行い、速やかに記録に反映しなければならない。</u></p> <p><u>また、他の事故や災害等により道路橋の状態に変化があった場合には、必要に応じて「健全性の診断」を改めて行い、措置及びその後の結果を速やかに記録に反映しなければならない。</u></p> <p>(別紙 3 点検表記録様式参照)</p>	<p>【法令運用上の留意事項】</p> <p>定期点検の結果は、維持・<u>修繕</u>等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。</p> <p><u>定期点検に関わる記録の様式、内容や項目について定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。必要に応じて記録の充実を図るにあたっては、利活用目的を具体的に想定するなどし、記録項目の選定や方法を検討するのがよい。</u></p> <p>なお、たとえば、<u>他の事故や災害等により道路橋の状態に変化があった場合には、必要に応じて健全性の診断を改めて行うことになる。このときには、措置及びその後の結果を記録しておくとよい。</u></p> <p>(別紙 2 様式 1 様式 2 参照)</p>
6. 措置	7. 措置
<p>5. (1) の部材単位の健全性の診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。</p>	<p>道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。</p>
<p>【補足】</p> <p>措置には、<u>補修・補強</u>のほか撤去、定期的あるいは常時の監視、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。</p> <p>補修・補強にあたっては、<u>健全性の診断結果に基づいて道路橋の機能や耐久性等を回復</u></p>	<p>【法令運用上の留意事項】</p> <p>措置には、<u>補修や補強などの道路橋の機能や耐久性等を維持又は回復するための対策のほか、撤去、定期的あるいは常時の監視、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。</u></p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案																				
<p><u>させるための最適な対策方法を道路橋の管理者が総合的に検討する。</u></p> <p>監視は、<u>応急対策を実施した箇所</u>、もしくは健全性の診断結果、当面は対策工の適用を見送ると判断された箇所に対し、<u>変状の挙動を追跡的把握するために行われるものである。</u></p>	<p><u>措置にあたっては、最適な方法を道路橋の道路管理者が総合的に検討する。定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断を行っていることに留意が必要であり、たとえば、対策方法の検討のために追加で実施した状態把握等の結果をふまえて再度健全性を診断する必要がある。</u></p> <p><u>監視は、対策を実施するまでの期間、変状の挙動を追跡的に把握し、以て道路橋の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一部であると位置づけられる。</u></p>																				
<u>主な対策の例</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">変状の種類</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">措置（例）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">腐食</td><td style="padding: 5px;">グラインダー処理</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">亀裂</td><td style="padding: 5px;">トップホール</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">破断</td><td style="padding: 5px;">添接板補強</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他</td><td style="padding: 5px;">等</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ひびわれ</td><td style="padding: 5px;">ひび割れ補修工法</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">床版ひびわれ</td><td style="padding: 5px;">断面修復工法</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他</td><td style="padding: 5px;">鋼板接着工法</td></tr> <tr> <td></td><td style="padding: 5px;">床版増厚工法</td></tr> <tr> <td></td><td style="padding: 5px;">等</td></tr> </tbody> </table>		変状の種類	措置（例）	腐食	グラインダー処理	亀裂	トップホール	破断	添接板補強	その他	等	ひびわれ	ひび割れ補修工法	床版ひびわれ	断面修復工法	その他	鋼板接着工法		床版増厚工法		等
変状の種類	措置（例）																				
腐食	グラインダー処理																				
亀裂	トップホール																				
破断	添接板補強																				
その他	等																				
ひびわれ	ひび割れ補修工法																				
床版ひびわれ	断面修復工法																				
その他	鋼板接着工法																				
	床版増厚工法																				
	等																				
<p>※上記は例であり、実際の対策に際しては状況に応じて適切な措置を行うこと。</p>																					

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
<u>別紙 1 用語の説明</u>	<u>付録 1 定期点検の実施にあたっての一般的な注意点</u>
(1) 定期点検	1. 用語の説明
道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行うもので、定められた期間、方法で点検 ^{※1} を実施し、必要に応じて調査を行うこと、その結果をもとに道路橋毎での健全性を診断 ^{※2} し、記録 ^{※3} を残すことをいう。	(1) 定期点検 定期点検は、適正な知識と技能を有する者が、近接目視を基本として状態の把握（点検 ^{※1} ）を行い、道路橋毎での健全性 ^{※2} を診断することの一連を言い、予め定める頻度で、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得るために行うものである。
※1 点検 道路橋の変状や道路橋にある附属物の変状や取付状態の異常を発見し、その程度を把握することを目的に、近接目視により行うことを基本として、道路橋や道路橋にある附属物の状態を検査することをいう。必要に応じて応急措置 ^{※4} を実施する。	※1 点検 道路橋の変状、道路橋にある附属物の変状や取付状態の異常について近接目視を基本として状態の把握を行うことをいう。必要に応じて実施する、近接目視に加えた打音、触診、その他の非破壊検査等による状態の把握や、応急措置 ^{※3} を含む。
※2 健全性の診断 点検または調査結果により把握された変状・異常の程度を判定区分に応じて分類することである。定期点検では、部材単位の健全性の診断と、道路橋毎の健全性の診断を行う。	※2 健全性の診断 次回定期点検までの措置の必要性についての所見を示す。また、そのとき、所見の内容を告示に規定されるとおり分類する。
※3 記録 点検結果、調査結果、健全性の診断結果、措置または措置後の確認結果等は適時、点検表に記録する。	※3 応急措置 道路橋の状態の把握を行うときに、第三者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などを除去したり、附属物の取付状態の改善等を行うことをいう。
※4 応急措置 点検作業時に、第三者被害の可能性のあるうき・はく離部を撤去したり、附属物の取り付け状態の改善等を行うことをいう。	
(2) 措置	(2) 措置 定期点検結果や必要に応じて措置の検討のために追加で実施する各種の調査結果に基づいて、道路管理者が、道路橋の機能や耐久性等の維持や回復を目的に、監視、対策を行うことをいう。具体的には、定期的あるいは常時の監視、対策（補修・補強）、撤去などが例として挙げられる。また、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めなどがある。
(3) 監視	(3) 監視 監視は、対策を実施するまでの期間、道路橋の管理への活用を予定し、予め決めた箇所の挙動等を追跡的に把握することをいう。
応急対策を実施した箇所、もしくは健全性の診断の結果、当面は応急対策または本対策の適用を見送ると判断された箇所に対し、変状の挙動を追跡的に把握することをいう。	(4) 記録 定期点検、措置の検討などのために追加で行った各種調査の結果、措置の結果につ

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<u>いて、以後の維持管理のために記録することをいう。</u>
	<u>2. 定期点検を行うにあたっての一般的留意事項</u>
	<u>(1)定期点検の目的について</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>定期点検では、道路橋の現在の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な技術的所見を得るために、少なくとも、道路橋毎の健全性の診断結果が提示される必要がある。</u> ■ <u>道路橋の定期点検の主な目的として、以下の 3 点が挙げられる。</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>道路橋が本来目的とする機能を維持し、また、通行者並びに第三者が、道路橋や附属物などからのボルトやコンクリート片などの落下などにより安全な通行を妨げられることを極力避けられるように、適切な措置が行われること。</u> • <u>道路橋が、道路機能の長期間の不全を伴う落橋やその他構造安全上の致命的な状態に至らないように、次回定期点検までを念頭に、措置の必要性の判断を行うために必要な技術的所見を得ること。</u> • <u>道路の効率的な維持管理に資するよう道路橋の長寿命化を行うにあたって、時宜を得た対応を行ううえで必要な技術的所見を得ること。</u> <p><u>状態の把握の方法や記録の内容について様々な判断や取捨選択をするにあたっては、これらの定期点検の目的が達成されるよう、道路橋毎に行う。</u></p> ■ <u>定期点検を行った者の所見や健全性の診断結果は、道路管理者の職員が状態の把握から健全性の診断までの一連を行う者である場合も含めて、道路管理者への1次的な所見である。後述の措置における注意事項にて補足するとおり、次回定期点検までの措置の必要性の最終的な判断や措置方法は、道路管理者が総合的に検討するものである。</u>
	<u>(2)頻度について</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>例えば、補修工事などに際して、定期点検を行う者が、法令を満足するように、補修箇所だけでなく道路橋の各部の状態を把握し、道路橋の健全性の診断を行ったときは、次回の定期点検は、そこから 5 年以内に行えばよい。</u>
	<u>(3)体制について</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>国土交通省の各地方整備局等が道路管理者を対象としてこれまで実施してきたいる研修のテキストや試験問題例が公表されている。これらが含む内容は、定期点検を行う者に求められる少なくとも必要な知識と技能の例として参考にできる。</u>
	<u>(4)状態の把握について</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>できるだけ適切に状態の把握を行うことができるよう、現地にて適切な養生等を行</u>

<p>平成 26 年 6 月 25 日 通知</p>	<p>改定案</p> <p><u>たり定期点検を行う時期を検討したりするのがよい。</u></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>砂等の堆積や植生等がある場合は、取り除いてから状態の把握を行うのがよい。</u> • <u>腐食片、うき・剥離等がある場合は、取り除いてから状態の把握を行うのがよい。</u> • <u>腐食片等が固着して腐食深さが把握できないことがあるので、かき落とすなどしてから状態の把握を行うのがよいときの例を示す。</u> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> • <u>桁の外側と内側で損傷の見え方が違う場合があるときの例を示す。</u> <p style="text-align: center;">(桁外側)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> • <u>部材の交差部で、腐食程度が確認しにくい場合があるときの例を示す。</u> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> • <u>積雪や出水に伴う流出物等により直接目視できる範囲が狭まるときもあるので、</u>
----------------------------	---

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p>定期点検の実施時期を適切に設定するのがよい。たとえば、用排水路や河川を交差する橋梁においては、耕作期は用排水路の水位が常時高かったり、出水期には橋脚基礎の周辺地盤や躯体の損傷部が深く水没していることも想定されるため、<u>渇水期など、近接目視を基本とした状態の把握ができるだけ広範囲に可能な時期に行うのがよい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 前回定期点検からの間に、道路橋の状態にとって注意すべき出水や地震等を受けた道路橋では、災害の直後には顕著に表れない変状が把握されることを念頭に状態の把握を行うのがよい。 <p>■ 道路橋の状態の把握にあたっては、道路橋の変状が必ずしも経年の劣化や外力に起因するものだけではないことに注意する必要がある。たとえば、以下のような事項が道路橋の経年の変状の要因となった事例がある。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 変状は、道路橋の各部における局所的な応力状態やその他の劣化因子に対する曝露状況の局所的な条件にも依存する。これらの中には設計時点では必ずしも把握できないものもある。 これまで、施工品質のばらつきも影響のひとつとして考えられる変状も見られている。例えば、コンクリート部材のかぶり不足や配筋が変状の原因となっている例もある。 <p>■ 本体構造のみならず、たとえば、周辺又は背面地盤の変状が道路橋に影響を与えるたり、附属物の不具合が道路橋に影響を与えるたり、添架物の取付部にて異種金属接触腐食が生じていたり、係留等が部材に悪影響を与えるなどしている事例もある。</p> <p>■ 道路橋の健全性の診断にあたって必要な情報の中には、近接しても把握できない部材内部の変状や異常、あるいは直接目視することが極めて困難な場合もある。その場合、定期点検を行う者が必要な情報を得るための方法についても判断するとともに、健全性の診断にあたってその根拠を明らかにしておくことが事後の維持管理には不可欠である。</p> <p>■ 道路橋毎の健全性の診断を行うにあたって、近接目視で把握できる範囲の情報では不足するとき、触診や打音検査等も含めた非破壊検査等を行い、必要な情報を補うのがよい。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルトのゆるみや折損なども、目視では把握が困難な場合が多く、打音等を行うことで初めて把握できることが多い。 コンクリート片や腐食片等の落下や付属物等の脱落の可能性なども、目視では把握が困難であり、打音等を行うことで初めて把握できることが多い。特に、剥落対策工がされている場合には、対策工の内部のコンクリートの状態について、触診や打音検査等を行うなど、慎重に行うのがよい。

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<ul style="list-style-type: none"> • <u>PC 床版橋等の間詰材の落下の可能性や、落下対策済み箇所における対策工の変状やその内部での間詰材の変状に起因する落下の可能性も、目視では把握が困難な場合が多く、打音等を行うことで初めて把握できことが多い。特に、落下対策工がすでにされている場合に間詰部が対策工ごと落下する可能性については、慎重に状態の把握を行うのがよい。</u> ■ <u>他の部材等の変状との関係性も考慮して、道路橋の変状の把握を行うとよい。(付録 2 も併せて参考のこと)</u> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>舗装の変状が床版、主桁、支承等の変状と関連がある場合がある。</u> • <u>伸縮装置や支承の変状が、下部構造の移動と関連がある場合がある。</u> • <u>水みちの把握のためには、複数の箇所の状態を把握するのがよい。</u> ■ <u>狭隘部、水中部や土中部、部材内部や埋込部、補修補強材料で覆われた部材などにおいても、外観から把握できる範囲の情報では状態の把握として不足するとき、打音や触診等に加えて必要に応じて非破壊検査や試掘を行うなど詳細に状態を把握するのがよい。たとえば次のような事象が疑われる場合には、適切に状態を把握するための方法を検討するのがよい。(付録 2 も併せて参考のこと)</u> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>トラス材の埋込部の腐食</u> • <u>グラウト未充てんによる横締め PC 鋼材の破断</u> • <u>補修補強や剥落防止対策を実施したコンクリート部材からのコンクリート塊の落下</u> • <u>水中部の基礎周辺地盤の状態（洗掘等）</u> • <u>パイルベント部材の水中部での孔食、座屈、ひびわれ</u> • <u>舗装下の床版上面のコンクリートの変状や鋼床版の亀裂</u> ■ <u>変状の種類、部材等の役割、過去の変状の有無や要因などによっては、打音、触診、その他必要に応じた非破壊検査を行うなど、慎重に状態を把握する必要がある道路橋もある。このようなものの例を以下に示す。</u> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>過去に生じた変状の要因として、疲労による亀裂、塩害、アルカリ骨材反応等も疑われる道路橋である。</u> • <u>道路橋の表面や添架物・附属物からの落下物による第三者被害の恐れがある部位である。</u> • <u>部材埋込部や継手部などを含む部材である。</u> • <u>その機能の低下が橋梁全体の安全性に特に影響する、重要性の特に高い部位（たとえばガセット、ケーブル定着部、ケーブル等）である。</u> • <u>過去に、耐荷力や耐久性の低下の懸念から、その回復や向上のための補修補強</u>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p>が行われた履歴がある部材である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 打音・触診に加えて機器等を用いて詳細に状態を把握する場合には、道路橋の健全性の診断を行う者が機器等を選定すること。また、機器等で得られた結果の利用にあたっては、機器の提供する性能並びに性能の発揮条件などを考慮し、適用条件や対象、精度や再現性の範囲で用いること。なお、機器等が精度や再現性を保証するにあたって、あらゆる状況や活用方法を想定した使用条件を示すには限界があると考えれば、利用目的や条件に応じた性能を現地でキャリブレーションするなども有効と考えられる。 <p>(5)部材の一部等で近接目視によらないときの扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自らが近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると定期点検を行う者が判断した場合には、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい。 ■ その他の方法を用いるときは、定期点検を行う者が、(1)の定期点検の目的を満足するように、かつ、その方法を用いる目的や必要な精度等を踏まえて適切に選ぶものである。必要に応じてさかのぼって検証ができるように、近接目視によらないとき、その部位の選定の考え方や状態把握の方法の妥当性に関しての所見を記録に残すようにするとよい。 ■ なお、健全性の診断を行うにあたって必要があれば、さらに詳細に状態の把握を行う。 ■ 「特定の溝橋に関する参考資料」には、参考資料が対象とする構造に特化したときに、近接目視を行う部位と行わない部位の選定の考え方や、近接目視を行わない場合の状態の把握の方法の例を具体的に示している。各道路管理者が定期点検要領等を定めるときに、適宜参考にすることができます。 <p>(6)橋の健全性の診断について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 橋の健全性の診断を区分するにあたっては、必要に応じてそれぞれの道路管理者における区分を行ってもよい。ただし、省令の定めに基づき、表-5.1 の判定区分を用いても区分しておく。表-5.1 の区分は、道路橋の管理者が保有する道路橋全体の状況を把握すること、及び、各道路管理者の区別なく、我が国の道路橋の措置の必要性の現状を総括することを念頭にしている。 ■ たとえば判定区分をⅡやⅢとするときには、同じ判定区分の構造物の中でもできるだけ早期に措置を行うのがよいものがあれば、理由とともに所見として別途記載しておくのがよい。 ■ 状態に応じて、さらに詳細に状態を把握したり、別途専門的知識を有する者の協力を得て判定を行うことが必要な場合もある。 ■ 非破壊検査又はその他さらなる詳細な状態の把握を行わなければ、I～IVの判定が適

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案																										
	<p>切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに必要な調査を行い、その結果を踏まえて I ~ IV の判定を行うこととなる。(その場合、記録表には、要調査の旨を記録しておくこと。) このとき III とするか IV とするかについて判断に迷う場合には、安全を優先し、調査よりも先に緊急に必要な措置をとることが必要な場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ この他、(7)及び付録 2 も参考にするのがよい。 <p>(7) 部材単位の健全性の診断を行う場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>多くの道路管理者でこれまで行なっているとおり、部材単位で措置の必要性について診断しておくことは、その後の措置等の検討において有用なものである。</u> ■ <u>部材に変状があるとき、それが道路橋の構造安全性や耐久性に与える影響は、道路橋の部材構成、部材の種別や構造に応じて異なる。そこで、部材単位の健全性の診断を行うときには、部材種別を区分単位として考慮するとよい。表-1 に、部材種別として少なくとも区分しておくとよい考えられる例を示す。(付録-1 別紙 1 定期点検項目の例を併せて参照するとよい)</u> ■ <u>なお、表-1 のその他については、道路橋、その安定等に影響を与える周辺地盤、附属物など、道路橋の性能や機能、並びに、その不全が利用者や第三者の安全に関連するものを全て含む概念である。</u> <p style="text-align: center;">表-1 部材区分の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">上部構造</th> <th>下部構造</th> <th>支承部</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>主桁</th> <th>横桁</th> <th>床版</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ <u>定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や変状の種類に応じて異なることが考えられる。そこで、同じ部材に複数の変状がある場合には、措置等の検討に反映するために変状の種類毎に判定を行うとよく、たとえば、表-2 に示すような変状の種類を少なくとも含むようにするとよい。(付録-1 別紙 1 定期点検項目の例)</u></p> <p style="text-align: center;">表-2 変状の区分の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>変状の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼部材</td> <td>腐食、亀裂、破断、その他</td> </tr> <tr> <td>コンクリート部材</td> <td>ひびわれ、床版ひびわれ、その他</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>支承の機能障害、その他</td> </tr> </tbody> </table>	上部構造			下部構造	支承部	その他	主桁	横桁	床版										材料の種類	変状の種類	鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他	コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他	その他	支承の機能障害、その他
上部構造			下部構造	支承部	その他																						
主桁	横桁	床版																									
材料の種類	変状の種類																										
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他																										
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他																										
その他	支承の機能障害、その他																										

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<ul style="list-style-type: none"> ■ なお、表-2 のその他については、道路橋の性能に関連するものを全て含む概念である。 ■ たとえば、コンクリート部材の変状の例として鋼材露出・腐食、漏水、遊離石灰の析出などもあるが、表-2 では、ひびわれ又は床版ひびわれで代表できことが多い。このとき、一緒に確認されたその他の変状の存在についても記録に残すのがよい。 ■ 部材等の健全性の診断の区分は、各道路管理者で定めることができる。一方で、最終的に、道路橋としての健全性の診断結果を表-5.1 の区分にすることを考えれば、部材単位においても健全性の診断結果を表-5.1 の区分でも分類し、記録しておくとよい。 ■ 部材単位で健全性の診断を行っているときに、健全性の診断の区分を表-5.1 のとおりとしておくことで、橋の健全性の診断においても、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表することもできる。ただし、(7)で示す事項に留意し、それが橋の健全性の区分として代表し得るものかどうかを適切に判断する必要がある。 ■ 道路橋毎又は部材毎の健全性の診断を行うにあたっては、当該部材の変状が道路橋の構造安全性に与える影響、混在する変状との関係性、想定される原因（必ずしもひとつに限定する必要はない）、今後の変状の進行、変状の進行が橋の構造安全性や耐久性に与える影響度合いなどを見立てる必要がある。また、たとえば、他の部材の変状との組み合わせによっては、着目する部材が道路橋に与える影響度が変わることもある。 ■ さらには、道路橋の構造、置かれる状況、変状の種類や発生箇所も様々であることから、特定の部材種別や変状種類毎に画一的な判定を行うことはできない。そこで、定期点検の質の確保のためには、定期点検を行う者を適切に選定する必要がある。 <p>(8)定期点検における記録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 記録様式や内容・項目は、道路管理者毎に検討・設定することになる。 ■ 定期点検の目的に照らせば、少なくとも、道路橋としての措置の必要性に関する所見及び道路橋としての健全性の診断区分が網羅される必要がある。また、これに加えて、その根拠となるように、道路橋の状態を代表する事象を写真等で保存するのがよい。 <ul style="list-style-type: none"> • これは、定期点検が適正に実施されたことの最低限の証明としての観点も含む。 • この観点からは、付録1別紙2の様式1様式2は、情報として少なくとも含んでおくとよい内容を様式の形で例示したものである。 • この他に、主要径間の構造形式や径間毎の構造形式も記録しておくと、その後の維持管理において有用である。 • 今後の維持管理記録の系統的な整理を考えると、道路橋毎にID番号を付与し、関連する資料を整理・保存するなどの工夫が考えられる。たとえば、構造物を区別するとともに位置情報とも関連づけるために、緯度経度をID番号として活用して

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p>いる例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 上記に加えて、道路橋の健全性の診断において着目した変状を抽出し、俯瞰的に把握できるようなスケッチを残したり、主要な変状の写真毎に種類や寸法・範囲の概略を残しておくと、次回の定期点検や以後の措置の検討等で有用な場合も多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ この目的のためには、道路橋の健全性の診断や以後の調査等で特に着目した方がよい変状の位置、種類、大まかな範囲等を、手書きでもよいのでスケッチや写真等で残すと有用である。 ・ なお、必要に応じて、変状の範囲・程度（たとえばひびわれの起点、終点など）の観察などを目的として記録を残す場合には、求める内容に応じて、スケッチの内容や方法を決めることになる。 ■ 部材単位での健全性の診断が行われているときには、部材単位で、変状があるときはその写真と、所見を保存しておくとよい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ この場合、情報量が膨大になることや、殆どの場合にそれらの記録を電子情報として保存することも考えれば、部材番号図を作成し、部材番号に紐付けて、部材種類や材料、観察された変状の種類や概略寸法、措置の必要性に関する所見などを記録することで、記録の利活用がしやすいと考えられる。 ■ 健全性の診断にあたって複数の変状の位置関係を俯瞰的に見られるようにするために、適当な展開図を作るなども有用である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、必要に応じて、変状の範囲・程度（たとえばひびわれの起点、終点など）の観察などを目的として記録を残す場合には、求める内容に応じて、記録項目や方法を決めることになる。 ・ 定期点検に併せて作成する方法も考えられるし、対策の検討の一環として行うことも考えられる。 ・ 求める精度や利用目的、作業時間や経済性、処理原理等に応じた特性について明らかにしたうえで、機器等の活用や展開図でない表示形態も検討するとよい。 ■ 一方で、法令では求められていなかったり、道路橋や部材の健全性の診断のために必須ではなかったりするものであっても、道路管理者毎に定める目的に応じて、様々なデータを取得し、保存することは差し支えない。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理者によっては、道路橋の重要度や規模等を考慮して分類した道路橋群の維持管理の中長期計画を検討する基礎資料として、健全性の診断とは別に、部材毎の外観を客観的かつ一定の定型的な方法で分類、記号化し、体系的に保存することも行われている。 ・ この目的のためには、たとえば「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） 平成 19 年 5 月 国土交通省国土技術政策総合研究所」が参考にできる。材料・部材・環境条件の違いや道路橋毎の状態変化の違いも、人の判断を介さない定量デ

平成 26 年 6 月 25 日 通知	<p style="text-align: center;">改定案</p> <p style="text-align: center;"><u>一タで客観的に分析できるのが特徴である。これを参考にするときであっても、適宜内容を取捨選択したりすることは差し支えない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>以上について、道路管理者独自の記録様式を作ることは差し支えない。</u> <p>(9)措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>定期点検結果を受けて措置の内容について検討することは、この要領における定期点検の範囲ではない。</u> ■ <u>直接補修強するということではなく、たとえば当該変状について進行要因を取り除くなど状態の変化がほぼ生じないと考えられる対策をしたうえで、変状の経過を観察することも対策の一つと考えて良い。</u> ■ <u>突発的に致命的な状態に至らないと考えられる場合に、または、仮支持物による支持やバックアップ材の設置などによりそのように考えができる別途の対応を行ったうえで、着目箇所や事象・方法・頻度・結果の適用方法などを予め定めた監視をすることも措置の一つと位置付けできる。監視のためには、工学機器等の活用も必要に応じて検討するとよい。また、各種の定期又は常時のモニタリング技術なども、必要に応じて検討するとよい。</u> ■ <u>対策の実施にあたっては、期待どおりの効果を必ずしも発揮しない場合もあることを前提として、対策後の状態の把握方法や健全性の診断の着眼点、状態把握の時期などを予め定めておくとよい。</u> ■ <u>同じ道路橋の中に措置の必要性が高い部材と望ましいという部材が混在する場合には、足場等を設置する費用等を考えれば、どちらも包括的に措置を行うのが望ましいこともある。</u> ■ <u>判定区分Ⅲである道路橋や部材については次回定期点検までに措置を講ずべきである一方で、判定区分Ⅱである道路橋や部材は、次回定期点検までに予防保全の観点からの措置を行うのが望ましいものである。そこで、健全性の診断がⅡとなっている複数の道路橋について措置を効率的に進めていくにあたっては、道路管理者が、構造物の特性や規模、変状の進行が道路橋に与える影響などを考慮して優先度を吟味することも有効である。</u>
---------------------	---

平成 26 年 6 月 25 日 通知

別紙 2 点検項目（変状の種類）の標準（判定単位）

付表一 点検項目（変状の種類）の標準

部位・部材区分	対象とする項目（変状の種類）		
	鋼	コンクリート	その他
上部構造	主桁	腐食	ひびわれ
	横桁	亀裂	床版ひびわれ
	縦桁	破断	その他
	床版		
	その他		
下部構造			
	橋脚		ひびわれ
	橋台		その他
	基礎		
	その他		
支承部			支承の機能障害
路上			
その他			

※灰色ハッチは表-5. 2 判定の単位の標準でその他に区分されているものを示す。

※「橋梁定期点検要領」（平成 26 年 6 月 国土交通省道路局国道・防災課）を参考にすること。

改定案

別紙 1 定期点検項目の例

付表一 部位・部材区分と変状の種類の標準

部位・部材区分	対象とする項目（変状の種類）		
	鋼	コンクリート	その他
上部構造	主桁	腐食	ひびわれ
	横桁	亀裂	床版ひびわれ
	縦桁	破断	その他
	床版		
	その他		
下部構造			ひびわれ
	橋脚		その他
	橋台		
	基礎		
	その他		
支承部			支承の機能障害
路上			
その他			

※灰色ハッチは表-1 部材区分の例でその他に区分されているものを示す。

平成 26 年 6 月 25 日 通知

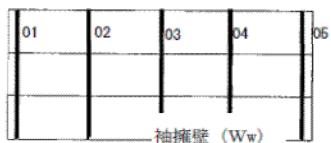


床版 (Ds)

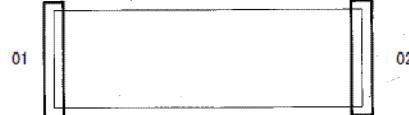
0101			
0201	0202	0203	0204
0301	0302	0303	0304
0401	0402	0403	0404

0501

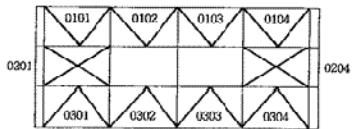
横桁 (Cr)、対傾構 (Cf)



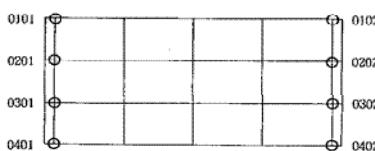
下部構造(SB)



横構 (Lu, Ll)

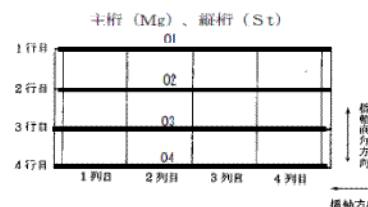


支承 (Rh, Rm, Rc)



付図-1 部材番号例

改定案



床版 (Ds)

0101			
0201	0202	0203	0204
U301	U302	U303	U304
0401	0402	0403	0404

0501

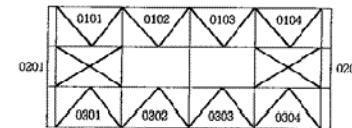
横桁 (Cr)、対傾構 (Cf)



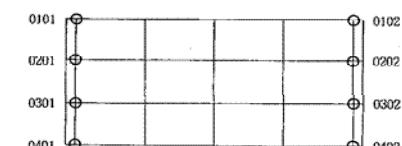
下部構造(SB)



横構 (Lu, Ll)



支承 (Rh, Rm, Rc)



付図-1 部材番号例

別紙3 点検表記録様式

別紙2 様式1様式2

様式1(その1)									
橋梁名・所在地・管理者名等	路線名	所在地	起点側 経度	43° 11' 02"	終度 経度	141° 19' 26"			
○○橋 (フリガナ)マルマルバシ	国道○号	○○県△△市□□地先							
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代音路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)			
○○県△△土木事務所	2013.5.○	市道	有	一般道	二次	水道管			
部材単位の診断(各部材毎に裏書きを記入) 点検時における記録									
部材名	判定区分 (I ~ IV)	変状の種類 (II 以上の場合 に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日			
上部構造 横桁	主桁	Ⅱ	腐食	写真1、主析02	I		2014.6.○		
	横桁	Ⅱ	腐食	写真1、横析02	I		2014.6.○		
	床版	Ⅲ	ひびわれ	写真2、床版01	II	ひびわれ	2014.6.○		
下部構造		I							
支承部		I							
その他									
道路構造の健全性の診断(判定区分 I ~ IV) 点検時における記録									
判定区分 (所見等)				措置後に記録 (再判定区分)					
III 部分的に床版の打ち替えが必要				II			2014.7.○		
全般写真、起点側、終点側を記載すること									
架設年次	橋長	幅員							
1984年	107m	11.8m							
起点		終点							
※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。									

様式1 改定案									
橋梁名・所在地・管理者名等	路線名	所在地	起点側 経度	○° ○' ○"	終度 経度	○° ○' ○"	橋梁ID		
○○橋 (フリガナ)マルマルバシ	国道○号	○○県△△市□□地先							
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代音路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)			
○○県△△土木事務所	2013.5.○	市道	有	一般道	二次	水道管			
部材単位の診断(各部材毎に裏書きを記入) 定期点検時における記録									
部材名	判定区分 (I ~ IV)	変状の種類 (II 以上の場合 に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後の 判定区分	応急措置内容	措置及び判定 実施年月日			
上部構造 横桁	主桁	Ⅱ	腐食	写真1、主析02	I		2013.5.○		
	横桁	Ⅱ	腐食	写真1、横析02	I		2013.5.○		
	床版	Ⅲ	ひびわれ	写真2、床版01	II		2013.5.○		
下部構造		I							
支承部		I							
その他									
道路構造の健全性の診断(判定区分 I ~ IV) 定期点検時における記録									
判定区分 (所見等)				定期点検後に記録					
III 部分的に床版の打ち替えが必要				II					
全般写真(起点側、終点側を記載すること)									
架設年次	橋長	幅員							
1984年	107m	11.8m							
橋梁形式									
起点		終点							
※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。									

平成 26 年 6 月 25 日 通知		改定案	
様式(その2)		様式(その2)	
状況写真(損傷状況) ○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。 ○写真是、不具合の程度が分かるように添付すること。 上部構造(主折、横折)【判定区分： Ⅲ 】	写真1 	写真2 上部構造(床版)【判定区分： Ⅲ 】	
支承部【判定区分： 】	主折02、横折02 	下部構造【判定区分： 】	
支承部【判定区分： 】	主折02、横折02 	下部構造【判定区分： 】	

付録1 一般的な構造と主な着目点

1.1 鋼橋の一般的な構造と主な着目点

鋼橋の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－1に示す

表－1（その1） 点検時の主な着目箇所の例

主な着目箇所	着目のポイント
①桁端部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食が進行しやすい。 ■伸縮装置部からの漏水などが生じやすい。 ■路面段差や伸縮装置の影響から、自動車荷重の衝撃の影響を受けやすい。 ■支点部であり、落橋防止構造などが設けられる耐震性能上重要な部位である。
②桁中間支点部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積などにより腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食が進行しやすい。 ■支点部であり、桁端部同様に、大きな応力を受けやすく、溶接部の亀裂を生じたり、地震時に変形などの損傷を生じやすい。
③桁支間中央部	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力が発生する部位であり、亀裂の発生などで部材が大きく損傷すると落橋など致命的な状態になる可能性がある。
④継手部	<ul style="list-style-type: none"> ■ボルト継手部は、連結板やボルト・ナットによって雨水や塵埃の堆積が生じやすく、腐食が生じやすい。 ■ボルト、ナット、連結板は、角部・縁部で塗膜が損傷しやすいだけでなく、塗装膜厚が確保しにくい部位であるため、防食機能の低下や腐食が進行しやすい。 ■溶接継手部は、亀裂が発生しやすい。（亀裂はそのほとんどが溶接部から発生する）

付録2 一般的な構造と主な着目点

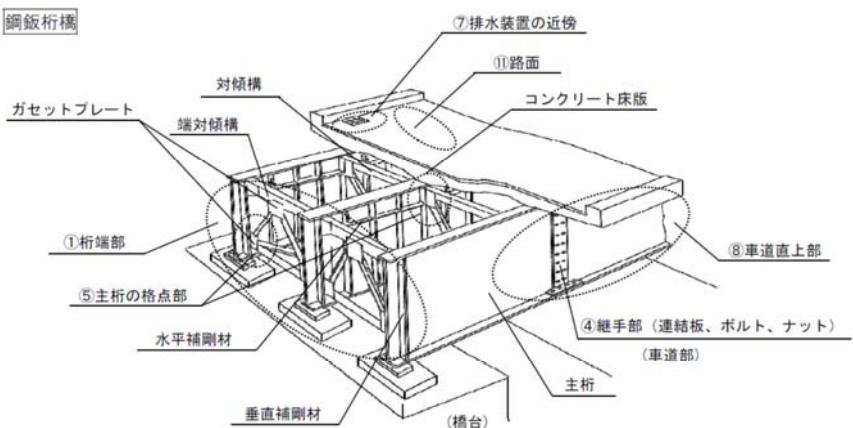
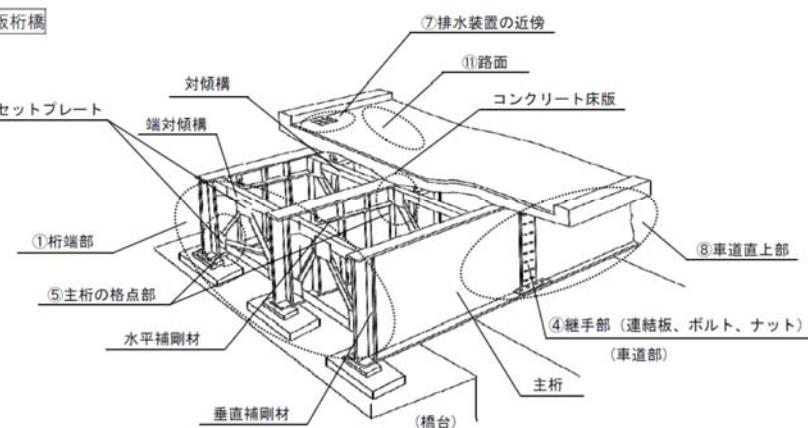
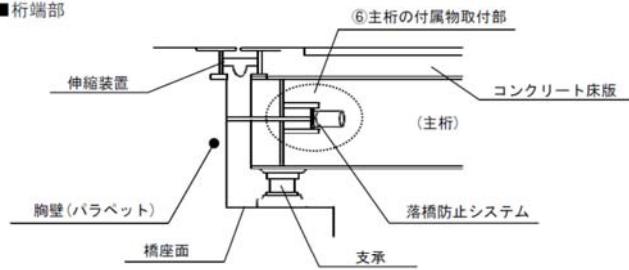
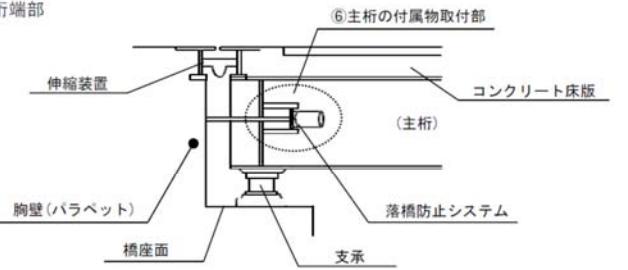
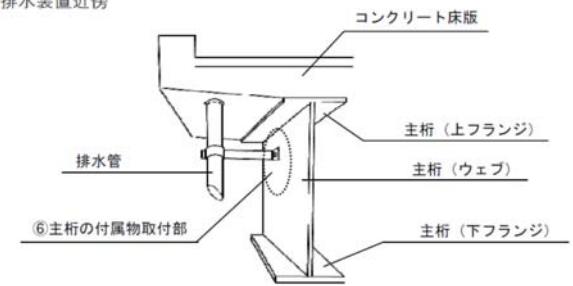
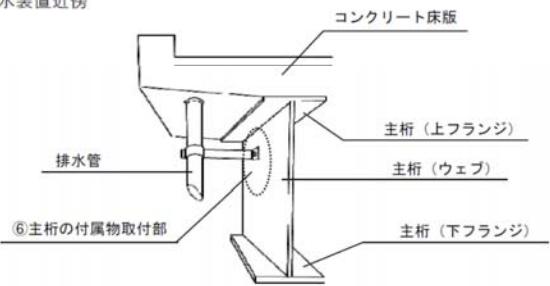
1.1 鋼橋の一般的な構造と主な着目点

鋼橋の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－1に示す

表－1（その1） 定期点検時の主な着目箇所の例

主な着目箇所	着目のポイント
①桁端部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食が進行しやすい。 ■伸縮装置部からの漏水などが生じやすい。 ■路面段差や伸縮装置の影響から、自動車荷重の衝撃の影響を受けやすい。 ■支点部であり、落橋防止構造などが設けられる耐震性能上重要な部位である。
②桁中間支点部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積などにより腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食が進行しやすい。 ■支点部であり、桁端部同様に、大きな応力を受けやすく、溶接部の亀裂を生じたり、地震時に変形などの損傷を生じやすい。
③桁支間中央部	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力が発生する部位であり、亀裂の発生などで部材が大きく損傷すると落橋など致命的な状態になる可能性がある。
④継手部	<ul style="list-style-type: none"> ■ボルト継手部は、連結板やボルト・ナットによって雨水や塵埃の堆積が生じやすく、腐食が生じやすい。 ■ボルト、ナット、連結板は、角部・縁部で塗膜が損傷しやすいだけでなく、塗装膜厚が確保しにくい部位であるため、防食機能の低下や腐食が進行しやすい。 ■溶接継手部は、亀裂が発生しやすい。（亀裂はそのほとんどが溶接部から発生する）

平成 26 年 6 月 25 日 通知		改定案	
⑤主桁の格点部	<ul style="list-style-type: none"> ■部材が輻輳して狭隘部となりやすく、腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食が進行しやすい。 ■ガセットプレートは、亀裂や変形が生じやすい。 ■橋全体の耐荷力に重要な箇所であることが多い。 	⑤主桁の格点部	<ul style="list-style-type: none"> ■部材が輻輳して狭隘部となりやすく、腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食が進行しやすい。 ■ガセットプレートは、亀裂や変形が生じやすい。 ■橋全体の耐荷力に重要な箇所であることが多い。
⑥主桁の附属物取付部	<ul style="list-style-type: none"> ■附属物の取り付け構造によっては、滯水などにより腐食しやすい場合がある。 ■附属物の振動の影響を受けることがあり、本体部材でもボルトのゆるみ、亀裂が生じることがある。 ■附属物側の取り付け構造が腐食や亀裂で損傷すると落下や倒壊による第三者被害を生じることがある。 	⑥主桁の附属物取付部	<ul style="list-style-type: none"> ■附属物の取り付け構造によっては、滯水などにより腐食しやすい場合がある。 ■附属物の振動の影響を受けることがあり、本体部材でもボルトのゆるみ、亀裂が生じることがある。 ■附属物側の取り付け構造が腐食や亀裂で損傷すると落下や倒壊による第三者被害を生じることがある。
⑦排水装置の近傍	<ul style="list-style-type: none"> ■排水管の不良や不適切な排水位置などにより雨水の漏水・飛散により、腐食が生じことがある。 特に、凍結防止剤を含む路面排水の飛散は、局部腐食や異常腐食を著しく促進することがある。 	⑦排水装置の近傍	<ul style="list-style-type: none"> ■排水管の不良や不適切な排水位置などにより雨水の漏水・飛散により、腐食が生じことがある。 特に、凍結防止剤を含む路面排水の飛散は、局部腐食や異常腐食を著しく促進することがある。
⑧車道直上部 (跨道橋の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ■下を通過する車両の衝突による変形や欠損が生じていることがある。 	⑧車道直上部 (跨道橋の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ■下を通過する車両の衝突による変形や欠損が生じていることがある。
⑨箱桁や鋼製橋脚の内部	<ul style="list-style-type: none"> ■マンホール継手部や排水管からの漏水により、滯水が生じたり、著しく腐食していることがある。 	⑨箱桁や鋼製橋脚の内部	<ul style="list-style-type: none"> ■マンホール継手部や排水管からの漏水により、滯水が生じたり、著しく腐食していることがある。

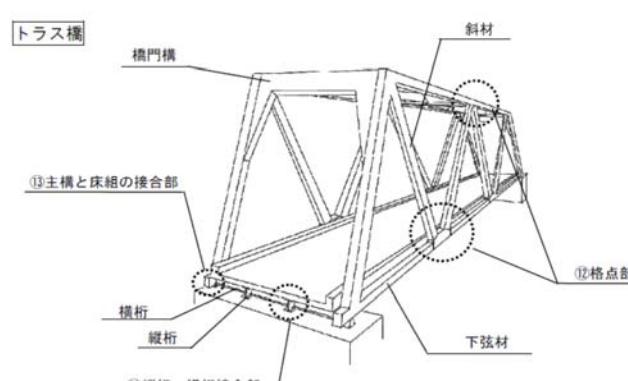
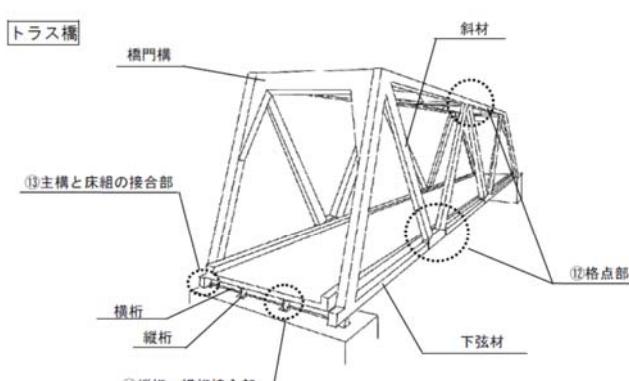
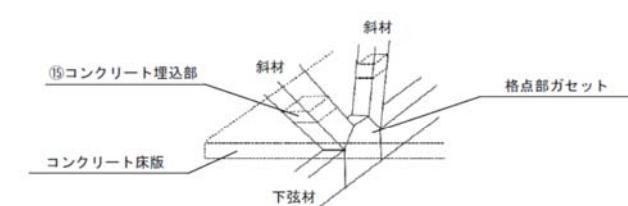
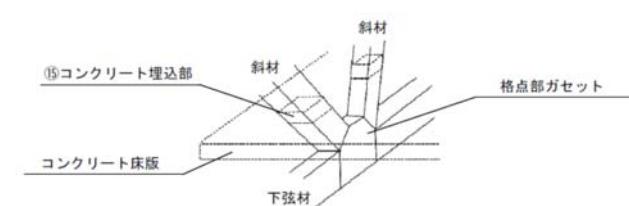
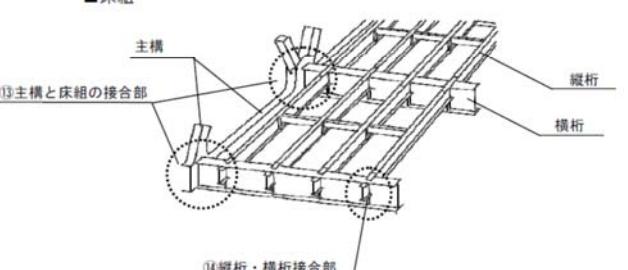
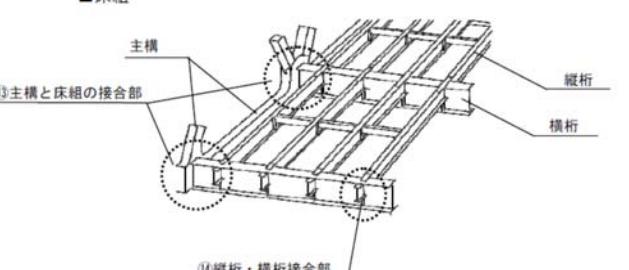
平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
<p>鋼製桁橋</p>  <p>① 桁端部 ガセットプレート 対傾構 端対傾構 コンクリート床版 ⑦ 排水装置の近傍 路面 ⑪ 路面 主析 ⑧ 車道直上部 水平補剛材 垂直補剛材 (橋台) ⑤ 主析の格点部 (車道部)</p>	<p>鋼製桁橋</p>  <p>① 桁端部 ガセットプレート 対傾構 端対傾構 コンクリート床版 ⑦ 排水装置の近傍 路面 ⑪ 路面 主析 ⑧ 車道直上部 水平補剛材 垂直補剛材 (橋台) ⑤ 主析の格点部 (車道部) ④ 継手部 (連結板、ボルト、ナット) (車道部)</p>
<p>■ 桁端部</p>  <p>伸縮装置 コンクリート床版 ⑥ 主析の付属物取付部 (主析) 胸壁(バラベット) 橋座面 支承 落橋防止システム</p>	<p>■ 桁端部</p>  <p>伸縮装置 コンクリート床版 ⑥ 主析の付属物取付部 (主析) 胸壁(バラベット) 橋座面 支承 落橋防止システム</p>
<p>■ 排水装置近傍</p>  <p>コンクリート床版 主析 (上フランジ) 主析 (ウェブ) 排水管 主析 (下フランジ) ⑥ 主析の付属物取付部</p>	<p>■ 排水装置近傍</p>  <p>コンクリート床版 主析 (上フランジ) 主析 (ウェブ) 排水管 主析 (下フランジ) ⑥ 主析の付属物取付部</p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
鋼箱桁橋	鋼箱桁橋
<p>■箱桁内部</p> <p>■箱桁内部</p>	<p>■箱桁内部</p> <p>■箱桁内部</p>
<p>■箱桁内部</p>	

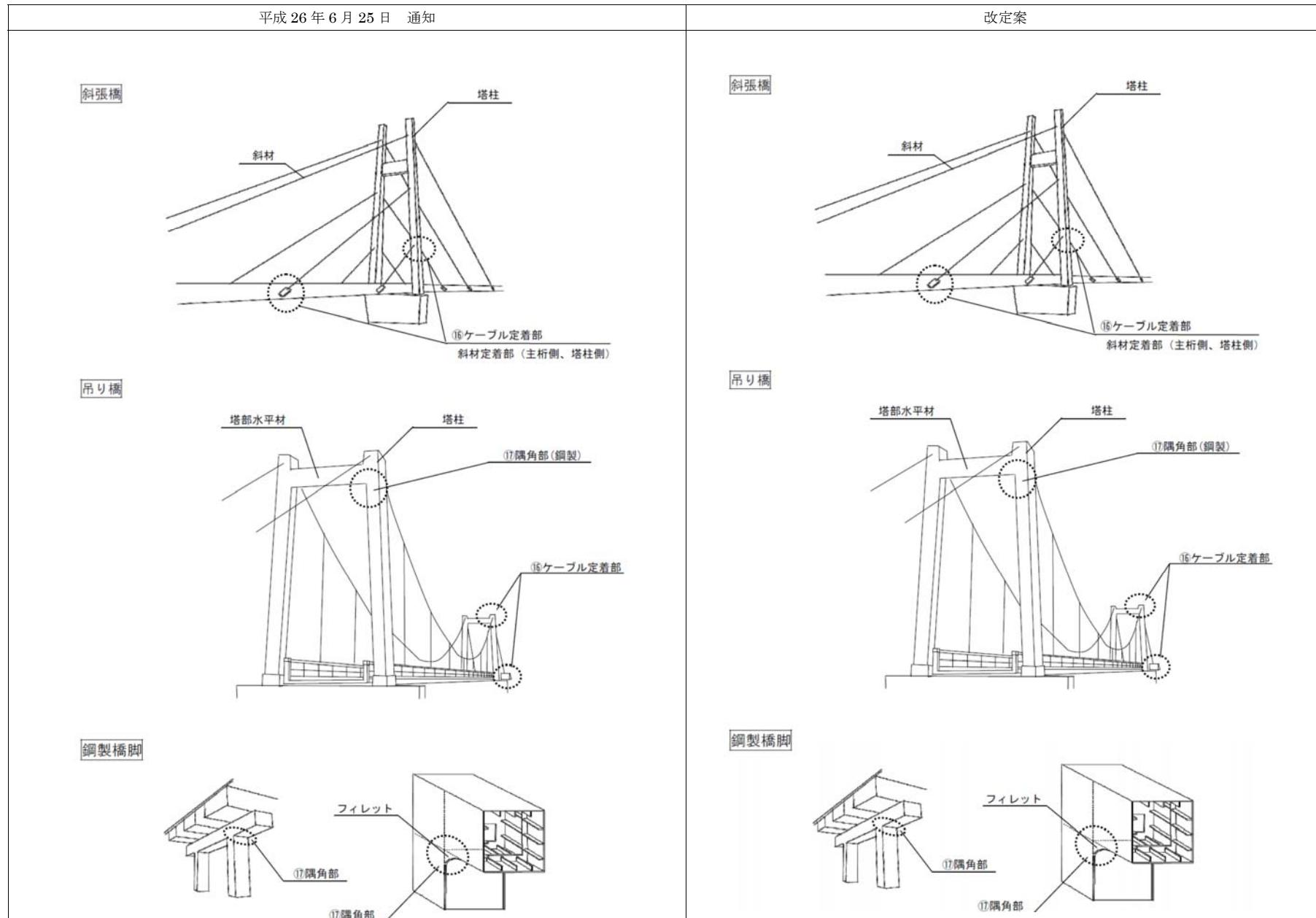
平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
鋼床版 	鋼床版

平成 26 年 6 月 25 日 通知		改定案
表-1 (その2) 点検時の主な着目箇所の例 (その1以外の箇所)		
主な着目箇所	着目のポイント	主な着目箇所
⑩鋼床版の溶接部	■縦リブ溶接部、縦リブ横リブ交差部、主桁垂直補剛材の溶接部では疲労亀裂が生じやすい。	⑩鋼床版の溶接部
⑪路面	■鋼床版の亀裂や、コンクリート床版の破損など、床版に異常がある場合、舗装にも変状が生じていることがある。	⑪路面
⑫トラス橋、アーチ橋、ラーメン橋の格点部	<p>■水はけが悪く塵埃となりやすいため腐食が生じやすい。</p> <p>■応力集中が生じやすく、変形や亀裂を生じやすい。</p> <p>■様々な溶接継手部が存在し、また、応力が複雑に作用するため、亀裂が発生しやすい。</p> <p>■橋全体の耐荷力に重要な箇所であることが多い。</p> <p>■π型ラーメン橋取合い部では、脚添接部、脚と梁の隅角部、梁隅角部等は水はけが悪く、腐食が生じやすい。</p>	<p>■水はけが悪く塵埃となりやすいため腐食が生じやすい。</p> <p>■応力集中が生じやすく、変形や亀裂を生じやすい。</p> <p>■様々な溶接継手部が存在し、また、応力が複雑に作用するため、亀裂が発生しやすい。</p> <p>■橋全体の耐荷力に重要な箇所であることが多い。</p> <p>■π型ラーメン橋取合い部では、脚添接部、脚と梁の隅角部、梁隅角部等は水はけが悪く、腐食が生じやすい。</p>
⑬トラスやアーチの主構と床組の接合部	■主構作用と床組作用の応力が複雑に作用するため、疲労亀裂が生じることがある。	⑬トラスやアーチの主構と床組の接合部
⑭横桁・縦桁接合部	■床組作用の応力が複雑に作用するため、疲労亀裂が生じやすい。	⑭横桁・縦桁接合部
⑮コンクリート埋込部	■土砂や水が溜まりやすく、局部腐食や異常腐食も進行しやすい。	<p>■土砂や水が溜まりやすく、局部腐食や異常腐食も進行しやすい。</p> <p>■コンクリート内部や上下縁部で鋼部材に著しい腐食が生じやすく、鋼材の破断に至ることがある。</p> <p>■埋込部およびその周囲のコンクリートの劣化状況や鋼部材の腐食状況から、コンクリート内部での腐食の徵候を把握することも有効である。(コンクリート内部の腐食や断面欠損は、外観目視のみで発見することは困難な場合がある。)</p>
⑯ケーブル部材の定着部	<p>■ケーブルを流下する水により腐食を生じやすい。</p> <p>■構造上特に重要な箇所であることが多い。</p> <p>■被覆等の防食機構が損傷すると、局部的に腐食が進行しやすい。</p>	<p>■ケーブルを流下する水により腐食を生じやすい。</p> <p>■構造上特に重要な箇所であることが多い。</p> <p>■被覆等の防食機構が損傷すると、局部的に腐食が進行しやすい。</p>
⑰鋼製橋脚等の隅角部	<p>■応力集中箇所であり、溶接部から亀裂が生じやすい。</p> <p>■外観からは塗膜割れで見つかることもある。(塗膜割れがなくても内部で亀裂が生じていたり、塗膜割れのみの場合も多く外観からの亀裂の確認は一般に困難である)</p>	

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案			
	⑪鋼製橋脚等の 隅角部	<p>■応力集中箇所であり、溶接部から亀裂が生じやすい。</p> <p>■外観からは塗膜割れで見つかることがある。(塗膜割れがなくても内部で亀裂が生じていたり、塗膜割れのみの場合多く外観からの亀裂の確認は一般に困難である)</p>		
<p><u>引張材を有する道路橋の定期点検にあたっての着目箇所については、表－1（その1）及び表－1（その2）の他に引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料（案）も適宜参考にすることができる。</u></p>				
<p><u>表－1（その1）定期点検時の主な着目箇所の例、表－1（その2）定期点検時の主な着目箇所の例（その1以外の箇所）を考慮したとき、特定の構造に考えられる留意点の例を表－1（その3）に示す。</u></p>				
<p><u>表－1（その3） 特別な条件の例</u></p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">①H形鋼桁橋</td><td style="width: 50%;"> <p>■溶接部がないときには相対的に亀裂のリスクが低く、これを踏まえて状態の把握の方法を検討することで、効率的な状態の把握が行えると考えられる。</p> <p>■溶接部ないことを確認する必要がある。</p> </td></tr> </table>		①H形鋼桁橋	<p>■溶接部がないときには相対的に亀裂のリスクが低く、これを踏まえて状態の把握の方法を検討することで、効率的な状態の把握が行えると考えられる。</p> <p>■溶接部ないことを確認する必要がある。</p>	
①H形鋼桁橋	<p>■溶接部がないときには相対的に亀裂のリスクが低く、これを踏まえて状態の把握の方法を検討することで、効率的な状態の把握が行えると考えられる。</p> <p>■溶接部ないことを確認する必要がある。</p>			

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
 <p>トラス橋</p> <p>橋門構</p> <p>⑬主構と床組の接合部</p> <p>横桁</p> <p>縦桁</p> <p>斜材</p> <p>⑫格点部</p> <p>下弦材</p> <p>⑭縦桁・横桁接合部</p>	 <p>トラス橋</p> <p>橋門構</p> <p>⑬主構と床組の接合部</p> <p>横桁</p> <p>縦桁</p> <p>斜材</p> <p>⑫格点部</p> <p>下弦材</p> <p>⑭縦桁・横桁接合部</p>
<p>■格点部</p>  <p>⑮コンクリート埋込部</p> <p>斜材</p> <p>コンクリート床版</p> <p>格点部ガセット</p> <p>下弦材</p>	<p>■格点部</p>  <p>⑮コンクリート埋込部</p> <p>斜材</p> <p>コンクリート床版</p> <p>格点部ガセット</p> <p>下弦材</p>
<p>■床組</p>  <p>主構</p> <p>⑬主構と床組の接合部</p> <p>横桁</p> <p>縦桁</p> <p>⑭縦桁・横桁接合部</p>	<p>■床組</p>  <p>主構</p> <p>⑬主構と床組の接合部</p> <p>横桁</p> <p>縦桁</p> <p>⑭縦桁・横桁接合部</p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
<p>アーチ橋（下路式）</p>	<p>アーチ橋（下路式）</p>
<p>ラーメン橋</p>	<p>ラーメン橋</p>



平成 26 年 6 月 25 日 通知		改定案														
1.2 コンクリート橋の一般的な構造と主な着目点		1.2 コンクリート橋の一般的な構造と主な着目点														
<p>コンクリート橋の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－2に示す。</p> <p>表－2 点検時の主な着目箇所の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着目箇所</th> <th>着目ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①桁端部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多い。特に支承高さが小さい場合には桁下や下部工上面の視認が困難な場合がある。 ■伸縮装置部からの漏水などが生じやすい。 ■支承部は大きな応力を受けやすく、地震時にひびわれなどの損傷を生じやすい。 </td></tr> <tr> <td>②桁中間支点部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多く、鉄筋の腐食を伴う損傷が進行しやすい。 ■支点部であり、桁端部同様に、大きな応力を受けやすく、ひびわれなどの損傷を生じやすい。 </td></tr> <tr> <td>③桁支間中央部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力が発生する部位であり、ひびわれなどで部材が大きく損傷すると落橋など致命的な影響が懸念される。 ■PC 鋼材や鉄筋などの内部鋼材の腐食に伴うひびわれや、錆汁による変色がみられることがある。 </td></tr> <tr> <td>④支間 1/4 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ウェブ厚が薄く、鉄筋の曲げ上げによる鉄筋量が少ない部分であり、せん断ひびわれが生じやすい。 </td></tr> <tr> <td>⑤打継部・後打部・目地部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■境界部でひびわれが生じるなど、連続性や一体性が損なわれていることがある。 ■貫通ひび割れがあると漏水や著しい石灰分の析出が生じている場合がある。 </td></tr> <tr> <td>⑥定着部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■応力集中によりひびわれが生じやすい。 ■上面定着は、舗装下になり外観からは異常が確認できないことが多い。 </td></tr> <tr> <td>⑦切欠部・ゲルバー部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■主桁断面が急激に変化する部分(ゲルバーヒンジ部や桁切欠部等)では、応力集中によりひびわれが生じやすい。 </td></tr> </tbody> </table>	着目箇所	着目ポイント	①桁端部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多い。特に支承高さが小さい場合には桁下や下部工上面の視認が困難な場合がある。 ■伸縮装置部からの漏水などが生じやすい。 ■支承部は大きな応力を受けやすく、地震時にひびわれなどの損傷を生じやすい。 	②桁中間支点部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多く、鉄筋の腐食を伴う損傷が進行しやすい。 ■支点部であり、桁端部同様に、大きな応力を受けやすく、ひびわれなどの損傷を生じやすい。 	③桁支間中央部	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力が発生する部位であり、ひびわれなどで部材が大きく損傷すると落橋など致命的な影響が懸念される。 ■PC 鋼材や鉄筋などの内部鋼材の腐食に伴うひびわれや、錆汁による変色がみられることがある。 	④支間 1/4 部	<ul style="list-style-type: none"> ■ウェブ厚が薄く、鉄筋の曲げ上げによる鉄筋量が少ない部分であり、せん断ひびわれが生じやすい。 	⑤打継部・後打部・目地部	<ul style="list-style-type: none"> ■境界部でひびわれが生じるなど、連続性や一体性が損なわれていることがある。 ■貫通ひび割れがあると漏水や著しい石灰分の析出が生じている場合がある。 	⑥定着部	<ul style="list-style-type: none"> ■応力集中によりひびわれが生じやすい。 ■上面定着は、舗装下になり外観からは異常が確認できないことが多い。 	⑦切欠部・ゲルバー部	<ul style="list-style-type: none"> ■主桁断面が急激に変化する部分(ゲルバーヒンジ部や桁切欠部等)では、応力集中によりひびわれが生じやすい。
着目箇所	着目ポイント															
①桁端部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多い。特に支承高さが小さい場合には桁下や下部工上面の視認が困難な場合がある。 ■伸縮装置部からの漏水などが生じやすい。 ■支承部は大きな応力を受けやすく、地震時にひびわれなどの損傷を生じやすい。 															
②桁中間支点部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多く、鉄筋の腐食を伴う損傷が進行しやすい。 ■支点部であり、桁端部同様に、大きな応力を受けやすく、ひびわれなどの損傷を生じやすい。 															
③桁支間中央部	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力が発生する部位であり、ひびわれなどで部材が大きく損傷すると落橋など致命的な影響が懸念される。 ■PC 鋼材や鉄筋などの内部鋼材の腐食に伴うひびわれや、錆汁による変色がみられることがある。 															
④支間 1/4 部	<ul style="list-style-type: none"> ■ウェブ厚が薄く、鉄筋の曲げ上げによる鉄筋量が少ない部分であり、せん断ひびわれが生じやすい。 															
⑤打継部・後打部・目地部	<ul style="list-style-type: none"> ■境界部でひびわれが生じるなど、連続性や一体性が損なわれていることがある。 ■貫通ひび割れがあると漏水や著しい石灰分の析出が生じている場合がある。 															
⑥定着部	<ul style="list-style-type: none"> ■応力集中によりひびわれが生じやすい。 ■上面定着は、舗装下になり外観からは異常が確認できないことが多い。 															
⑦切欠部・ゲルバー部	<ul style="list-style-type: none"> ■主桁断面が急激に変化する部分(ゲルバーヒンジ部や桁切欠部等)では、応力集中によりひびわれが生じやすい。 															
<p>コンクリート橋の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－2に示す。</p> <p>表－2（その1）定期点検時の主な着目箇所の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着目箇所</th> <th>着目ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①桁端部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多い。特に支承高さが小さい場合には桁下や下部工上面の視認が困難な場合がある。 ■伸縮装置部からの漏水などが生じやすい。 ■支承部は大きな応力を受けやすく、地震時にひびわれなどの損傷を生じやすい。 </td></tr> <tr> <td>②桁中間支点部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多く、鉄筋の腐食を伴う損傷が進行しやすい。 ■支点部であり、桁端部同様に、大きな応力を受けやすく、ひびわれなどの損傷を生じやすい。 </td></tr> <tr> <td>③桁支間中央部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力が発生する部位であり、ひびわれなどで部材が大きく損傷すると落橋など致命的な影響が懸念される。 ■PC 鋼材や鉄筋などの内部鋼材の腐食に伴うひびわれや、錆汁による変色がみられることがある。 </td></tr> <tr> <td>④支間 1/4 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ウェブ厚が薄く、鉄筋の曲げ上げによる鉄筋量が少ない部分であり、せん断ひびわれが生じやすい。 </td></tr> <tr> <td>⑤打継部・後打部・目地部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■境界部でひびわれが生じるなど、連続性や一体性が損なわれていることがある。 ■貫通ひび割れがあると漏水や著しい石灰分の析出が生じている場合がある。 </td></tr> </tbody> </table>	着目箇所	着目ポイント	①桁端部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多い。特に支承高さが小さい場合には桁下や下部工上面の視認が困難な場合がある。 ■伸縮装置部からの漏水などが生じやすい。 ■支承部は大きな応力を受けやすく、地震時にひびわれなどの損傷を生じやすい。 	②桁中間支点部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多く、鉄筋の腐食を伴う損傷が進行しやすい。 ■支点部であり、桁端部同様に、大きな応力を受けやすく、ひびわれなどの損傷を生じやすい。 	③桁支間中央部	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力が発生する部位であり、ひびわれなどで部材が大きく損傷すると落橋など致命的な影響が懸念される。 ■PC 鋼材や鉄筋などの内部鋼材の腐食に伴うひびわれや、錆汁による変色がみられることがある。 	④支間 1/4 部	<ul style="list-style-type: none"> ■ウェブ厚が薄く、鉄筋の曲げ上げによる鉄筋量が少ない部分であり、せん断ひびわれが生じやすい。 	⑤打継部・後打部・目地部	<ul style="list-style-type: none"> ■境界部でひびわれが生じるなど、連続性や一体性が損なわれていることがある。 ■貫通ひび割れがあると漏水や著しい石灰分の析出が生じている場合がある。 				
着目箇所	着目ポイント															
①桁端部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多い。特に支承高さが小さい場合には桁下や下部工上面の視認が困難な場合がある。 ■伸縮装置部からの漏水などが生じやすい。 ■支承部は大きな応力を受けやすく、地震時にひびわれなどの損傷を生じやすい。 															
②桁中間支点部	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など劣化環境が厳しい場合が多く、鉄筋の腐食を伴う損傷が進行しやすい。 ■支点部であり、桁端部同様に、大きな応力を受けやすく、ひびわれなどの損傷を生じやすい。 															
③桁支間中央部	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力が発生する部位であり、ひびわれなどで部材が大きく損傷すると落橋など致命的な影響が懸念される。 ■PC 鋼材や鉄筋などの内部鋼材の腐食に伴うひびわれや、錆汁による変色がみられることがある。 															
④支間 1/4 部	<ul style="list-style-type: none"> ■ウェブ厚が薄く、鉄筋の曲げ上げによる鉄筋量が少ない部分であり、せん断ひびわれが生じやすい。 															
⑤打継部・後打部・目地部	<ul style="list-style-type: none"> ■境界部でひびわれが生じるなど、連続性や一体性が損なわれていることがある。 ■貫通ひび割れがあると漏水や著しい石灰分の析出が生じている場合がある。 															

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案	
	<p><u>⑥PC 鋼材</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■グラウト未充填箇所がある場合、PC 鋼材に著しい腐食が生じやすく、鋼材の破断に至ることがある。 ■PC 鋼材に破断が生じた場合、蓄えられていたひずみが開放され、PC 鋼材が突出する場合がある。 ■コンクリート内部の腐食や断面欠損は、外観目視のみで発見することは困難な場合がある。 ■PC 鋼材位置近傍や間詰部のコンクリートの漏水や石灰分の析出などから、内部の PC 鋼材へ水の影響が疑われる場合がある。 	
	<p><u>⑦定着部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■応力集中によりひびわれが生じやすい。 ■上面定着は、舗装下になり外観からは異常が確認できないことが多い。 ■定着部およびその周囲のコンクリートの劣化状況や鋼部材の腐食状況から、コンクリート内部での腐食の徵候を把握することも有効である。 ■突出の可能性が疑われる変状がある場合には、新たな突出による第三者被害のみならず、定期点検中の二次被害にも注意する必要がある。 	
	<p><u>⑧切欠部・ゲルバーハンジ部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■主桁断面が急激に変化する部分(ゲルバーハンジ部や桁切欠部等)では、応力集中によりひびわれが生じやすい。 	
<p>引張材を有する道路橋の定期点検にあたっての着目箇所については、表-2（その1）の他に引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料（案）も適宜参考にすることができる。</p> <p>表-2（その1）定期点検時の主な着目箇所の例を考慮したとき、特定の構造に考えられる留意点の例を表-2（その2）に示す。</p>		

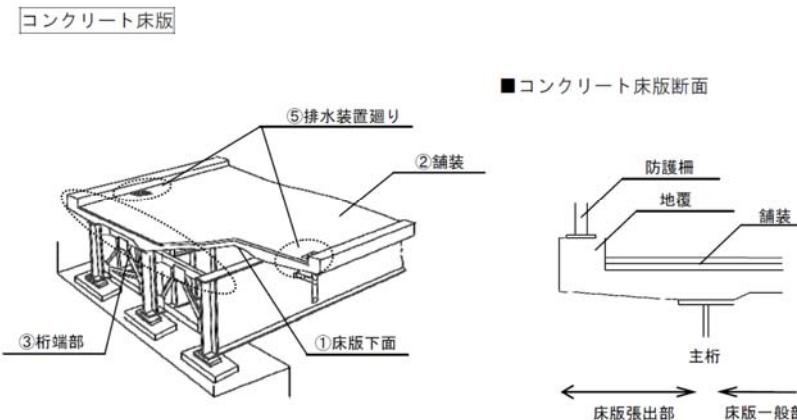
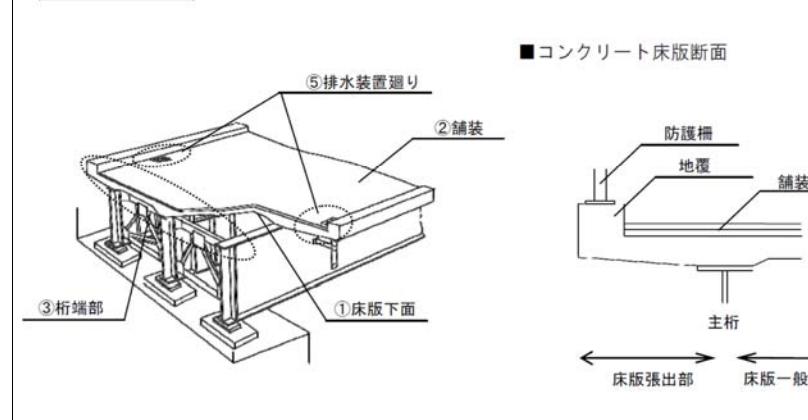
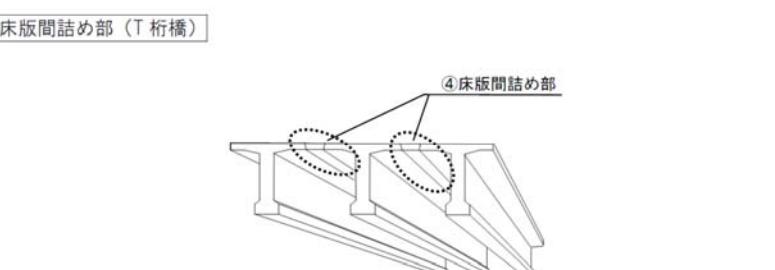
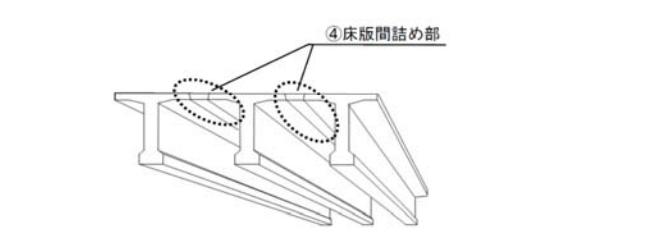
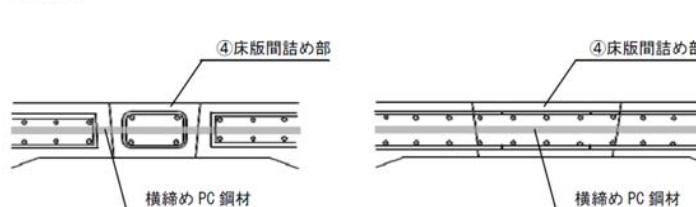
平成 26 年 6 月 25 日 通知	<p>改定案</p> <p><u>表-2（その2）定期点検時の主な着目箇所の例</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;"><u>着目箇所</u></th><th style="text-align: center; padding: 5px;"><u>着目ポイント</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">①床版橋</td><td style="padding: 10px;"> <p>■桁橋と異なり、床版下面に凸凹がなく、コンクリート以外の材料もないため、状態の把握にあたっては合理的な作業が可能と考えられる。</p> <p>■1.3 コンクリート床版の一般的な構造と主な着目点も参考にするのがよい。</p> </td></tr> </tbody> </table>	<u>着目箇所</u>	<u>着目ポイント</u>	①床版橋	<p>■桁橋と異なり、床版下面に凸凹がなく、コンクリート以外の材料もないため、状態の把握にあたっては合理的な作業が可能と考えられる。</p> <p>■1.3 コンクリート床版の一般的な構造と主な着目点も参考にするのがよい。</p>
<u>着目箇所</u>	<u>着目ポイント</u>				
①床版橋	<p>■桁橋と異なり、床版下面に凸凹がなく、コンクリート以外の材料もないため、状態の把握にあたっては合理的な作業が可能と考えられる。</p> <p>■1.3 コンクリート床版の一般的な構造と主な着目点も参考にするのがよい。</p>				

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
■PC 柱 (PC 鋼材配置) 	■PC 柱 (PC 鋼材配置)
■PC 鋼材定着部 	■PC 鋼材定着部
■ゲルバー部 	■ゲルバー部

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
<p>PCT 枠橋</p>	<p>PCT 枠橋</p>
<p>PC 箱桁橋</p>	<p>PC 箱桁橋</p>
<p>PC ポステン中空床版橋</p>	<p>PC ポステン中空床版橋</p>

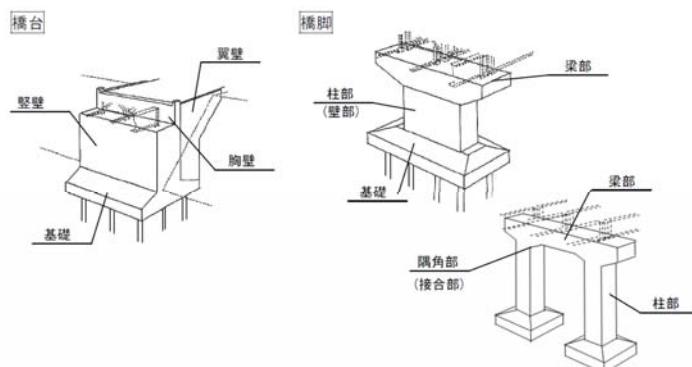
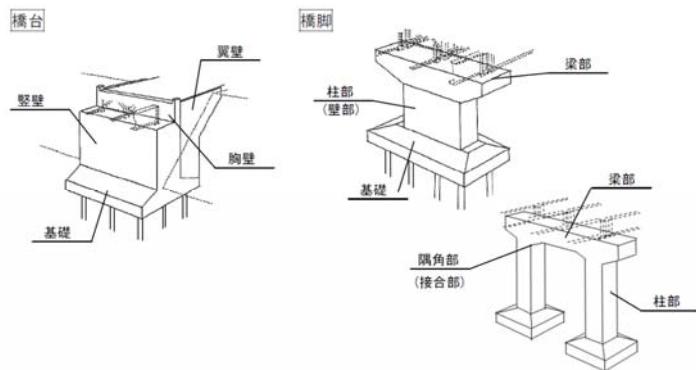
平成 26 年 6 月 25 日 通知		改定案
1.3 コンクリート床版の一般的な構造と主な着目点		
コンクリート床版の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－3に示す。		
コンクリート床版の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－3に示す。		
表－3 点検時の主な着目箇所の例		表－3 定期点検時の主な着目箇所の例
主な着目箇所	着目のポイント	主な着目箇所
①床版下面	<ul style="list-style-type: none"> ■繰り返し荷重によるひびわれが生じやすい。 ■床版上面からの水の供給により、遊離石灰や鉛汁が生じやすい。 ■路面段差や伸縮装置の影響から、自動車荷重の衝撃の影響を受けやすい。 ■疲労によるひびわれと中性化や塩害の複合的な要因により、かぶりコンクリートにうき、剥離、鉄筋露出を生じやすい。 	①床版下面
②舗装	<ul style="list-style-type: none"> ■コンクリート床版に異常がある場合、舗装にも損傷が生じやすい。 ■伸縮装置との接合部では、段差や滯水が生じやすい。 	②舗装
③桁端部	■自動車荷重の衝撃の影響を受けやすい。	③桁端部
④コンクリート T 桁橋の床版間詰め部	■打継ぎ部では、床版上面からの水の供給により、遊離石灰や鉛汁が生じやすい。	④コンクリー
⑤排水装置廻り	■排水装置廻りは漏水しやすく、損傷も進行しやすい。	ト
		<ul style="list-style-type: none"> ■コンクリート床版に異常がある場合、舗装にも損傷が生じやすい。 ■伸縮装置との接合部では、段差や滯水が生じやすい。 ■自動車荷重の衝撃の影響を受けやすい。 ■打継ぎ部では、床版上面からの水の供給により、遊離石灰

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案	
	ト T 桁橋の 床版間詰部	や鏽汁が生じやすい。 <u>■T 桁と間詰めとの境界部の付着が切れると、間詰めコンクリートが大きな塊で抜け落ちることがある。</u>
	⑤排水装置廻り	■排水装置廻りは漏水しやすく、損傷も進行しやすい。
	⑥補修強部	■補修強材が設置されている場合、内側で損傷が進行しても外観に変化が現れにくい。 <u>■床版下面に鋼板や炭素繊維シートや剥落防止材などの補修強材が設置されている場合、床版内部に水が浸入すると、床版並びに補修材料の接合部に急速に劣化が進行することや、これらの劣化が広範囲にわたることがある。</u>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
<p>コンクリート床版</p>  <p>■コンクリート床版断面</p> <p>①床版下面 ②舗装 ③桁端部 ④床版間詰め部 ⑤排水装置通り</p> <p>主桁 床版張出部 床版一般部</p>	<p>コンクリート床版</p>  <p>■コンクリート床版断面</p> <p>①床版下面 ②舗装 ③桁端部 ④床版間詰め部 ⑤排水装置通り</p> <p>主桁 床版張出部 床版一般部</p>
<p>床版間詰め部 (T 桁橋)</p>  <p>■間詰部</p> <p>④床版間詰め部 横縫め PC 鋼材</p>	<p>床版間詰め部 (T 桁橋)</p>  <p>■間詰部</p> <p>④床版間詰め部 横縫め PC 鋼材</p>
<p>間詰め部と配筋方法の例</p>	<p>間詰め部と配筋方法の例</p>  <p>横縫め PC 鋼材</p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知		改定案					
1.4 下部構造（橋台、橋脚）の一般的な構造と主な着目点		1.4 下部構造（橋台、橋脚）の一般的な構造と主な着目点					
下部構造の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－4 に示す。		下部構造の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－4 に示す。					
<p style="text-align: center;">表－4 点検時の主な着目箇所の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部材種類</th> <th>着目箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①橋台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■雨水が直接かかる部位では、ひびわれが生じやすい。 ■背面からの水が供給されることから、ひびわれ部では遊離石灰や錆汁が生じやすい。 ■地盤の影響を直接受けることから、沈下・傾斜・移動が生じやすい。 </td></tr> <tr> <td>②橋脚</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■張出部では、雨水が直接かかるなど環境が厳しく、損傷が生じやすい。 ■張出付け根部の上部では、大きな応力が発生する部位であり、ひびわれが生じやすい。 ■支承部では、ひびわれが生じやすい。 ■支承部は、狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など腐食環境が厳しく、劣化も進行しやすい。 ■河川内では、洗掘が生じていることがある。 </td></tr> </tbody> </table>		部材種類	着目箇所	①橋台	<ul style="list-style-type: none"> ■雨水が直接かかる部位では、ひびわれが生じやすい。 ■背面からの水が供給されることから、ひびわれ部では遊離石灰や錆汁が生じやすい。 ■地盤の影響を直接受けることから、沈下・傾斜・移動が生じやすい。 	②橋脚	<ul style="list-style-type: none"> ■張出部では、雨水が直接かかるなど環境が厳しく、損傷が生じやすい。 ■張出付け根部の上部では、大きな応力が発生する部位であり、ひびわれが生じやすい。 ■支承部では、ひびわれが生じやすい。 ■支承部は、狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など腐食環境が厳しく、劣化も進行しやすい。 ■河川内では、洗掘が生じていることがある。
部材種類	着目箇所						
①橋台	<ul style="list-style-type: none"> ■雨水が直接かかる部位では、ひびわれが生じやすい。 ■背面からの水が供給されることから、ひびわれ部では遊離石灰や錆汁が生じやすい。 ■地盤の影響を直接受けることから、沈下・傾斜・移動が生じやすい。 						
②橋脚	<ul style="list-style-type: none"> ■張出部では、雨水が直接かかるなど環境が厳しく、損傷が生じやすい。 ■張出付け根部の上部では、大きな応力が発生する部位であり、ひびわれが生じやすい。 ■支承部では、ひびわれが生じやすい。 ■支承部は、狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など腐食環境が厳しく、劣化も進行しやすい。 ■河川内では、洗掘が生じていることがある。 						

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p><u>著しい腐食につながることがある。付着物を除去して状態を確認するのがよい。</u></p> <p><u>■パイルベントへの係留などによる防食の損傷、異種金属接触腐食などにも注意する。</u></p> <p><u>■水中部については、カメラ等でも、河床や洗掘の状態を把握できことが多い。</u></p> <p><u>■渇水期に実施時期を合わせることで、近接し、直接的に部材や河床等の状態を把握できる。</u></p>



1.5 支承部の一般的な構造と主な着目点

支承部の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－5に示す。

表－5 点検時の主な着目箇所の例（支承部）

主な着目箇所	着目のポイント
①支承本体	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食も進行しやすい。 ■大きな応力を受けやすく、地震時に割れ、破損、もしくは破断が生じやすい。 ■上部構造の異常移動や下部構造の移動等により、異常遊間を生じやすい。 ■路面段差や伸縮装置の影響から、自動車荷重の衝撃の影響を受けやすい。
②セットボルト	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力を受けやすく、地震時に破断が生じやすい。 ■ボルト角部で塗膜が損傷しやすく、防食機能の低下や腐食が進行しやすい。
③アンカーボルト	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力を受けやすく、地震時に破断が生じやすい。 ■ボルト、ナット部で塗膜が損傷しやすく、防食機能の低下や腐食が進行しやすい。
④沓座部	<ul style="list-style-type: none"> ■沓座モルタルでは、大きな応力を受けやすく、ひびわれ、うき、欠損が生じやすい。 ■鋼製橋脚沓座溶接部では、衝撃を伴う支点反力により疲労亀裂が生じやすい。
⑤支承台座	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力を受けやすく、ひびわれ、うき、欠損が生じやすい。
⑥桁端の遊間	<ul style="list-style-type: none"> ■上部構造の異常移動や下部構造の移動等により、異常遊間を生じやすい。

1.5 支承部の一般的な構造と主な着目点

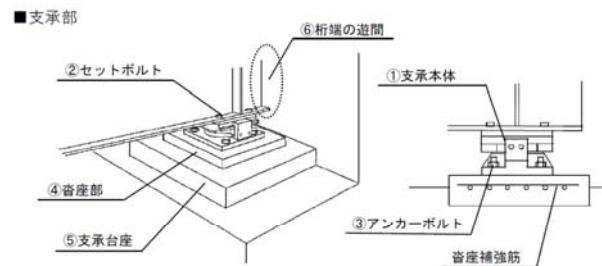
支承部の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－5に示す。

表－5 定期点検時の主な着目箇所の例（支承部）

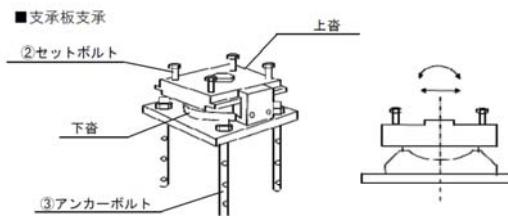
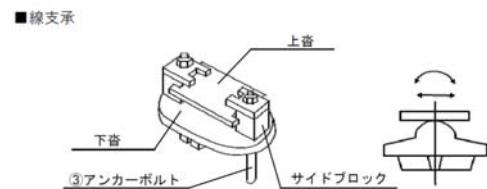
主な着目箇所	着目のポイント
①支承本体	<ul style="list-style-type: none"> ■狭隘な空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食も進行しやすい。 ■大きな応力を受けやすく、地震時に割れ、破損、もしくは破断が生じやすい。 ■上部構造の異常移動や下部構造の移動等により、異常遊間を生じやすい。 ■路面段差や伸縮装置の影響から、自動車荷重の衝撃の影響を受けやすい。
②セットボルト	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力を受けやすく、地震時に破断が生じやすい。 ■ボルト角部で塗膜が損傷しやすく、防食機能の低下や腐食が進行しやすい。
③アンカーボルト	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力を受けやすく、地震時に破断が生じやすい。 ■ボルト、ナット部で塗膜が損傷しやすく、防食機能の低下や腐食が進行しやすい。
④沓座部	<ul style="list-style-type: none"> ■沓座モルタルでは、大きな応力を受けやすく、ひびわれ、うき、欠損が生じやすい。 ■鋼製橋脚沓座溶接部では、衝撃を伴う支点反力により疲労亀裂が生じやすい。
⑤支承台座	<ul style="list-style-type: none"> ■大きな応力を受けやすく、ひびわれ、うき、欠損が生じやすい。
⑥桁端の遊間	<ul style="list-style-type: none"> ■上部構造の異常移動や下部構造の移動等により、異常遊間を生じやすい。

平成 26 年 6 月 25 日 通知

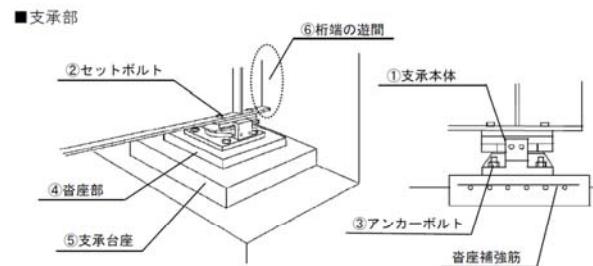
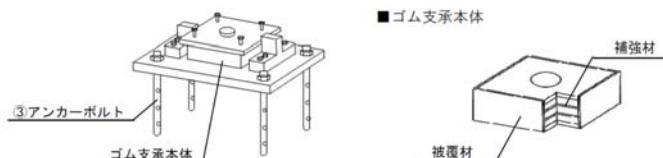
改定案



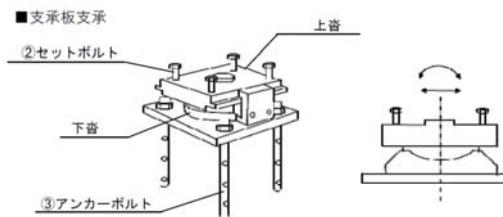
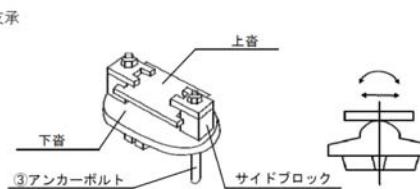
鋼製支承



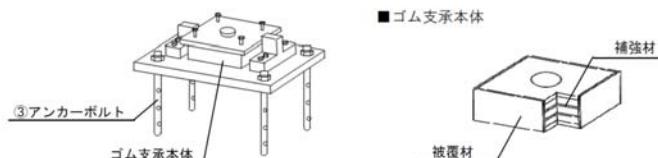
ゴム支承



鋼製支承



ゴム支承



平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案		
	<p><u>1.6 溝橋の一般的な構造と主な着目点</u></p> <p>溝橋のうち、ここでいう溝橋（ボックスカルバート）とは、道路の下を横断する道路や水路等の空間を確保するために盛土あるいは地盤内に設けられる構造物で、「シエッド、大型カルバート等定期点検要領」に示す大型カルバート等に該当しない橋長2m以上かつ土被り1m未満の小規模のボックスカルバートのことという。</p> <p>1.1 鋼橋の一般的な構造と主な着目点から 1.5 支承部の一般的な構造と主な着目点を考慮したときに、溝橋が周長方向に継手のないボックス構造からなるときには、周長方向には構造上又は耐久性上の弱部となる断面がないこと、例えば他の道路橋に比べれば頂版コンクリートが疲労による変状を起こす可能性が小さいこと、外力に対して部材の破壊よりもボックス構造としての沈下・移動が先行する可能性が高いことが期待できる場合も多い。また、コンクリート片の落下等による第三者被害の可能性を想定する供用条件にないものも多かったりすることも考えられる。そこで、溝橋の構造や供用の条件によっては、状態の把握を効率的に実施する工夫を検討することで、質を確保しつつ効率的な定期点検を行うことができることに注意して、定期点検の計画を立てるのがよい。合理化が期待できる条件の例を表-6に示す。</p> <p style="text-align: center;">表-6 合理化が期待できる条件の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px; vertical-align: top;">条件の例</td> <td style="padding: 5px;"> <p>■溝橋の中でも、ボックス構造から構成され、たとえばボックスの周長方向に断面寸法の変化や接合部等がないなど、ボックス内で耐荷力、耐久性の局所的な変化がないとみなせるもの。</p> <p>■ボックス構造の中でも、剛体カルバート構造とみなせるように設計されており、かつ、ボックスの各部材のせん断スパン比が比較的小さいもの。</p> <p>■内空面からのコンクリートの剥落片等による第三者被害を想定する必要がないもの。</p> </td> </tr> </table> <p>具体的検討には、特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（案）を適宜参考にすることができる。</p>	条件の例	<p>■溝橋の中でも、ボックス構造から構成され、たとえばボックスの周長方向に断面寸法の変化や接合部等がないなど、ボックス内で耐荷力、耐久性の局所的な変化がないとみなせるもの。</p> <p>■ボックス構造の中でも、剛体カルバート構造とみなせるように設計されており、かつ、ボックスの各部材のせん断スパン比が比較的小さいもの。</p> <p>■内空面からのコンクリートの剥落片等による第三者被害を想定する必要がないもの。</p>
条件の例	<p>■溝橋の中でも、ボックス構造から構成され、たとえばボックスの周長方向に断面寸法の変化や接合部等がないなど、ボックス内で耐荷力、耐久性の局所的な変化がないとみなせるもの。</p> <p>■ボックス構造の中でも、剛体カルバート構造とみなせるように設計されており、かつ、ボックスの各部材のせん断スパン比が比較的小さいもの。</p> <p>■内空面からのコンクリートの剥落片等による第三者被害を想定する必要がないもの。</p>		

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案								
	<p style="text-align: center;"><u>1.7 小規模吊橋の一般的な構造と主な着目点</u></p> <p style="text-align: center;"><u>小規模吊橋の定期点検において着目すべき主な箇所の例を表－7に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表－7 定期点検時の主な着目箇所の例</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">主な着目箇所</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">着目のポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">①全体の形状</td><td style="padding: 10px;"> <p>■ケーブルを用いた構造では部材の破断や定着部の異常が全体の形状に影響を与えやすいため、線形等から異常の微候が発見できる場合がある。</p> <p>■全体なたわみなどが見られる場合は、主ケーブルでなくその他の部材が原因となることもある。</p> <p>■全体の形状に異常が生じている場合、部材の破断やケーブル定着部の異常など重大な異常の影響である可能性もある。</p> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">②ステイシステム</td><td style="padding: 10px;"> <p>■制振対策のために設置されたステイ材や耐風索のゆるみや破断は、耐風安定性の低下や橋の各部の疲労耐久性の低下につながる可能性があるため、破断、腐食等による能力低下、弛緩による能力低下などが生じていないか確認するのがよい。</p> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">③アンカレイジ</td><td style="padding: 10px;"> <p>■アンカレイジにはサドル、アンカーフレーム、スプレイ室などがあり、その構成は橋毎に異なる。構造や防食システムを事前に調べておくのがよい。</p> <p>■健全性の診断にあたって、埋込部の内部を含めた定着部全体の異常の有無や微候を確認するのがよい。</p> <p>■定着部には様々種類があり、外観できる範囲や状況も千差万別である。必要に応じて外観できない部位の調査も検討するのがよい。</p> <p>■建屋内に定着部が格納されていても結露などで腐食することがある。</p> <p>■ケーブルが複数本配置されていても、同様の腐食環境におかれている場合は、腐食が同時に進行する可能性があ</p> </td></tr> </tbody> </table>	主な着目箇所	着目のポイント	①全体の形状	<p>■ケーブルを用いた構造では部材の破断や定着部の異常が全体の形状に影響を与えやすいため、線形等から異常の微候が発見できる場合がある。</p> <p>■全体なたわみなどが見られる場合は、主ケーブルでなくその他の部材が原因となることもある。</p> <p>■全体の形状に異常が生じている場合、部材の破断やケーブル定着部の異常など重大な異常の影響である可能性もある。</p>	②ステイシステム	<p>■制振対策のために設置されたステイ材や耐風索のゆるみや破断は、耐風安定性の低下や橋の各部の疲労耐久性の低下につながる可能性があるため、破断、腐食等による能力低下、弛緩による能力低下などが生じていないか確認するのがよい。</p>	③アンカレイジ	<p>■アンカレイジにはサドル、アンカーフレーム、スプレイ室などがあり、その構成は橋毎に異なる。構造や防食システムを事前に調べておくのがよい。</p> <p>■健全性の診断にあたって、埋込部の内部を含めた定着部全体の異常の有無や微候を確認するのがよい。</p> <p>■定着部には様々種類があり、外観できる範囲や状況も千差万別である。必要に応じて外観できない部位の調査も検討するのがよい。</p> <p>■建屋内に定着部が格納されていても結露などで腐食することがある。</p> <p>■ケーブルが複数本配置されていても、同様の腐食環境におかれている場合は、腐食が同時に進行する可能性があ</p>
主な着目箇所	着目のポイント								
①全体の形状	<p>■ケーブルを用いた構造では部材の破断や定着部の異常が全体の形状に影響を与えやすいため、線形等から異常の微候が発見できる場合がある。</p> <p>■全体なたわみなどが見られる場合は、主ケーブルでなくその他の部材が原因となることもある。</p> <p>■全体の形状に異常が生じている場合、部材の破断やケーブル定着部の異常など重大な異常の影響である可能性もある。</p>								
②ステイシステム	<p>■制振対策のために設置されたステイ材や耐風索のゆるみや破断は、耐風安定性の低下や橋の各部の疲労耐久性の低下につながる可能性があるため、破断、腐食等による能力低下、弛緩による能力低下などが生じていないか確認するのがよい。</p>								
③アンカレイジ	<p>■アンカレイジにはサドル、アンカーフレーム、スプレイ室などがあり、その構成は橋毎に異なる。構造や防食システムを事前に調べておくのがよい。</p> <p>■健全性の診断にあたって、埋込部の内部を含めた定着部全体の異常の有無や微候を確認するのがよい。</p> <p>■定着部には様々種類があり、外観できる範囲や状況も千差万別である。必要に応じて外観できない部位の調査も検討するのがよい。</p> <p>■建屋内に定着部が格納されていても結露などで腐食することがある。</p> <p>■ケーブルが複数本配置されていても、同様の腐食環境におかれている場合は、腐食が同時に進行する可能性があ</p>								

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p>る。</p> <p>■ <u>ワイヤクリップで定着されている場合、1つのワイヤクリップが腐食により緩むと、連鎖的にすべり、荷重の支持能力を失う懸念がある。また、同様の腐食環境にあり腐食が同時に進行する可能性があるため注意が必要である。</u></p> <p>■ <u>留め具などにステンレスなど異種金属を用いている場合には、異種金属接触による著しい腐食が鋼材に生じる恐れがある。この場合、同構造の他の部材にも同時多発的に腐食が生じる可能性があるため注意が必要である。また、留め具などの内部に水の浸入や滯水がないかどうか確認するのが良い。</u></p>
④主塔	<p>■ <u>主ケーブルからの大きな鉛直力と水平力に抵抗する重要な部位である。</u></p> <p>■ <u>主塔の変形や偏心によってもケーブル構造のバランスが崩れる場合があるため、塔頂サドルが設置されている主塔に断面欠損や傾斜が無いかなどに注意するのが良い。</u></p> <p>■ <u>圧縮力が卓越するため、座屈耐荷力が損なわれていないかどうかは最重要着目事項であり、柱本体の傾斜や変形、基礎の安定、地盤、周辺地山の安定などに注意が必要である。</u></p> <p>■ <u>主塔基部がピンなどで自由に回転出来る場合は、主ケーブルの破断や滑り等によってケーブルシステム全体のバランスが崩れた場合、倒壊の可能性など、橋全体に致命的な影響が及ぶ危険性がある。</u></p> <p>■ <u>主塔基部がピン構造などで回転可能な場合は、回転機能の低下が生じると、設計で想定しない応力が生じる可能性がある。</u></p> <p>■ <u>溶接品質の確保が困難な溶接部が多数ある構造となるため、溶接部からの亀裂の発生に注意が必要である。</u></p> <p>■ <u>接合部においては、腐食による断面減少やボルトの遅れ破壊にも注意が必要である。</u></p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知		改定案
	<u>⑤サドル</u>	<p>■ 内部の滯水は腐食が進行する原因となる。</p> <p>■ 主ケーブルの一部が破断した場合、塔頂サドル前後に大きな張力差が生じ、塔頂サドル上でケーブルが滑って抜け出しが生じ、落橋に至る可能性がある。</p> <p>■ サドルでケーブルの抜け出しやゆるみやすべりが生じると、径間のケーブル長さが変わるためにケーブル構造のバランスが崩れ、橋全体の安全性に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>■ サドル内部は直接視認出来ないことが多い、内部やサドル出入り口付近で主ケーブルに腐食が生じていないか慎重に確認するのがよい。</p> <p>■ サドル部の腐食やケーブルの抜けだし痕、ボルトのゆるみやプレートの異常を確認するのがよい。</p>
	<u>⑥主ケーブル</u>	<p>■ ケーブルの破断にともない、支持していた荷重や衝撃の影響が他の部材やケーブルに影響を与えることで、ケーブル構造のバランスが崩れたり他の部材やケーブルの損傷につながるなど、橋全体の安全性に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>■ 主ケーブルには様々な種類の材料や構造があり、機械的性質や安全率や防食仕様も異なるため、橋毎に特性や構造を確認して健全性の診断を行うのがよい。</p> <p>■ ケーブルの腐食や破断、またはその徴候、要因が見られるか確認する。内部の腐食についても、外観、必要に応じて打音・触診から得られる様々な情報を総合的に判断して、外観できない内部の状態も推定するのがよい。</p> <p>■ 目視可能な外側に必ずしも徴候が現れるわけではなく、また、外部での徴候から想定するよりも内部で著しい損傷が生じている場合もあるため注意が必要である。</p> <p>■ ケーブルの破断要因は、必ずしも腐食だけに起因するとは限らず、活荷重や風荷重によるによる疲労の影響、または、その複合作用によることも考えられる。ケーブルの振</p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p><u>動の徵候についても、ケーブル本体のみならず、周辺部材に損傷が生じていないかなどから確認するのがよい。</u></p> <p><u>■素線を束ねて形成されている主ケーブルでは、表層に様々な防食が施されているため、素線そのものの状態や内部の素線の状態を確認することが困難な場合がほとんどであり、内部の状況を推測では注意を要する。</u></p> <p><u>■複数の素線が束ねられているケーブルの内部の腐食などの異常を外観のみで正確に判断することは困難であり、表面の腐食状況、内部からの錆汁の漏出、防錆油の劣化や消耗の状況など外観から得られる様々な情報を総合的に判断して外観出来ない内部の状態も推定するのがよい。</u></p> <p><u>■被覆により腐食に対する防食が施されている場合、被覆に損傷が生じていないか、主ケーブル内への水の浸入を疑う変状が生じていないかどうか確認するのがよい。</u></p> <p><u>■表面に厳重な防食が行われているため、かえって内部の腐食などの異常が外観から見つかりにくいことが多い。内部の異常が疑われる場合は、防食（防錆材、保護ワイヤなど）を撤去して内部を確認することが必要な場合もある。</u></p> <p><u>■場合によっては、保護カバーをはずして、水の浸入や滞留、内部の腐食状況について確認することが有効な場合もある。</u></p> <p><u>■地震などによりケーブルに異常なたわみが生じていなか、ケーブル張力に異常が生じていないかどうか確認する。</u></p> <p><u>■束ねた素線の表面に鋼製のワイヤ（ラッピングワイヤ）を巻き付けて、その上から塗装などの防食が施されている場合がある。ラッピングワイヤを撤去しない限り、ケーブル本体を確認することはできないため、ラッピングワイヤの健全性の確認とラッピングワイヤ表面に内部の異常を示す徵候がないかの確認を行うのがよい。</u></p> <p><u>■ラッピングワイヤのある主ケーブルでもケーブルバンド部はラッピングワイヤがなく主ケーブルの素線は表面</u></p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p>がむき出しになっている。ケーブルバンド内面と主ケーブル表面には隙間があること、ケーブルバンド端部の止水が十分でなく雨水が内部まで到達することがあることなどからケーブルバンド部の素線が腐食することもある。ケーブルバンド内部を直接確認することは困難であるが、錆汁の漏出など腐食が疑われる場合には、バンドを一時解放することも含め慎重に評価するのが良い。</p> <p>■ケーブル内部の異常が疑われた場合には、非破壊検査技術で適用可能な技術がないか確認するとともに、必要に応じてラッピングワイヤーの一部撤去やワイヤにくさびを打ち込んで内部を直接目視により確認することも検討するのが良い</p> <p>■ケーブル内部の詳細調査方法も検討するのが良い。</p>
⑦ケーブルバンド	<p>■ケーブルバンドには様々な形状のものがあり、形状毎に性質などが異なる。健全性の診断にあたってはその特性を把握した上で健全性に関わる異常やその徴候を的確に判断するのが良い。</p> <p>■ケーブルバンドは一般にバンドボルトの締め付け力による摩擦で固定されており、バンドボルトの軸力が低下するなど、摩擦力が低下するとバンドと主ケーブルに滑りが生じる可能性がある。</p> <p>■ケーブルバンドの滑りにともない、ケーブル構造のバランスが崩れ、橋全体の安全性に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>■バンドボルトの軸力が低下する要因としては、ボルトのリラクゼーションやケーブルの素線のクリープ、ケーブル再配列に伴う空隙の縮小などがあるほか、ケーブルバンド締め付け後に荷重条件の変化によって張力を増大した場合などにも低下する可能性がある。特に大規模橋梁でケーブル径が太いほどリスクが大きくなり、増し締めが必要となることもあり、適切な管理を行うことが必要となる。</p> <p>■供用中は常にバンドの位置ずれが生じていないことを</p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p><u>確認するとともに、締め付け力の低下の徵候がないか気をつけるのがよい。</u></p> <p><u>■ケーブルバンドに腐食（異種金属接触腐食も含む）が生じていないかどうか、また、ゆるみやすべりが生じていなか確認するのがよい。</u></p> <p><u>■ケーブルバンド端部付近で主ケーブル素線が腐食し破断する可能性があるため、ケーブルバンドを開放し、素線の腐食状況の確認が必要となる場合もある。</u></p> <p><u>■クリップが用いられている場合、クリップは正しく施工されていないと効率が著しく低下するため、止め方については注意が必要である。</u></p>
<p style="text-align: right;">⑧ハンガー</p>	<p><u>■ハンガーの破断にともない、支持していた荷重や衝撃の影響がその他の吊り材に影響を与えることで、ケーブル構造のバランスが崩れたり他の部材や吊り材の損傷につながるなど、橋全体の安全性に影響を及ぼす可能性がある。</u></p> <p><u>■ハンガーには様々な種類が使われており、種類毎に機械的性質や安全率、防食仕様なども異なる。健全性の診断にあたってはハンガーの種類を特定してその特性や構造を把握した上で健全性に関わる異常やその徵候を的確に判断するのが良い。</u></p> <p><u>■ハンガーは振動や雨水の流下・滞留によって厳しい腐食環境となることが多く、表面の腐食状況を確認するのみならず内部の腐食の発生についても注意が必要である。</u></p> <p><u>■締め込みで塗装が損傷した鋼製ロッドのねじ部は、防食の弱点となる可能性が高い。ねじ部の防食機能の劣化により、腐食が発生した場合、口元やロッドなどの高い応力が生じるねじ部では亀裂が生じる弱点となりうるため注意が必要である。</u></p> <p><u>■鋼製ロッドのねじ部は応力集中による亀裂が生じやすい。風や活荷重による振動、応力変動がある場合ほど亀裂が生じやすくなる。防食機能の低下や腐食を生じていると</u></p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p><u>さらに亀裂が生じやすくなるため注意が必要である。</u></p> <p><u>■塗装が劣化し塗膜割れが発生している場合などは亀裂などの損傷を容易に発見することが難しくなる。</u></p> <p><u>■防食仕様によらず、ハンガー内部の腐食の有無について注意する必要があり、深刻な腐食などの異常が疑われる場合には、詳細調査の実施についても検討が必要である。</u></p> <p><u>■ソケット定着部は内部に合金が鋳込まれているため防食上の弱点にはなりにくいが、端部のコーティングが劣化したり、ソケット表面から腐食が進行していく可能性がある。</u></p> <p><u>■防食機能の劣化により、ソケットやハンガー内部への雨水の浸入が生じ腐食が進行することがあるため注意が必要である。</u></p>
⑨ケーブル部材 の定着部	<p><u>■定着方法ごとに腐食環境や防食仕様、応力分布が異なるため、定着方法ごとに防食や疲労の弱点となる箇所も異なることに注意が必要である。</u></p> <p><u>■定着部でケーブルの抜け出しや破断が生じると、桁の死荷重や桁に作用する活荷重等を支持する力が失われ、橋全体の安全性に影響を及ぼす可能性がある。</u></p> <p><u>■ケーブルの腐食や破断、またはその徴候、要因が見られるか確認する。内部の腐食についても、外観、必要に応じて打音・触診から得られる様々な情報を総合的に判断して、外観できない内部の状態も推定するのがよい。</u></p> <p><u>■ケーブルを流下する水により桁側の定着部に滞留した水がケーブルの腐食の要因となる場合があるため、定着部への水の浸入、滞留の有無の可能性について確認するのがよい。必要に応じて、保護カバーを外してカバー内の状態を確認するのがよい。</u></p> <p><u>■構造上特に重要な箇所であることが多い。</u></p> <p><u>■被覆等の防食機構が損傷すると、局部的に腐食が進行し</u></p>

平成 26 年 6 月 25 日 通知	改定案
	<p><u>やすい。</u></p> <p>■内部で腐食を生じても外観からは確認が極めて困難である。</p> <p>■定着部の口元に設けられるカバーは、定着部への水の浸入を完全に阻止できる構造となっていないものもあるので注意が必要である。</p> <p>■ケーブルの角折れを緩和するためのゴム等は積極的に防水性を期待した設計・施工とはなっていない場合があるため注意が必要である。定着部内部に水が浸入しケーブルが腐食する可能性があるため注意が必要である。</p> <p>■ケーブル定着部への滯水を防止するための水抜き等がある場合には機能しているかを確認する。</p> <p>■可動することが期待されている定着部が腐食などで可動機能の低下を生じると、設計で想定しない局部応力が生じる可能性があり、ロッドのねじ部やソケット定着部の口元のケーブル素線で亀裂の発生に注意が必要である。</p> <p>■吊り材の桁側定着部は車両の通行や風などにより繰り返し応力が発生しやすいため、溶接部では特に疲労亀裂に対して注意が必要である。</p> <p>■留め具などにステンレスなど異種金属を用いている場合には、異種金属接触による著しい腐食が鋼材に生じる恐れがある。この場合、同構造の他の部位にも同時多発的に腐食が生じる可能性があるため注意が必要である。</p>

旧	新												
<p>付録2 判定の手引き</p> <p>「道路橋定期点検要領」に従って部材単位での健全性の診断を行う場合の参考となるよう、典型的な変状例に対して、判定にあたって考慮すべき事項の例を示す。なお、各部材の状態の判定は、定量的に判断することは困難であり、また橋の構造形式や架橋条件によっても異なるため、実際の点検においては、対象の橋の条件を考慮して適切な区分に判定する必要がある。</p> <p>本資料では、付表 2-1 に示す変状の種類別に、参考事例を示す。</p> <p>付表 2-1 変状の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼部材</th><th>コンクリート部材</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①腐食 ②亀裂 ③破断 ⑦その他</td><td>④ひびわれ ⑤床版ひびわれ ⑦その他</td><td>⑥支承の機能障害 ⑦その他</td></tr> </tbody> </table>	鋼部材	コンクリート部材	その他	①腐食 ②亀裂 ③破断 ⑦その他	④ひびわれ ⑤床版ひびわれ ⑦その他	⑥支承の機能障害 ⑦その他	<p>付録3 判定の手引き</p> <p>「道路橋定期点検要領」に従って部材単位での健全性の診断を行う場合の参考となるよう、典型的な変状例に対して、判定にあたって考慮すべき事項の例を示す。なお、各部材の状態の判定は、定量的に判断することは困難であり、また橋の構造形式や架橋条件によっても異なるため、実際の定期点検においては、対象の橋の条件を考慮して適切な区分に判定する必要がある。</p> <p>本資料では、付表 3-1 に示す変状の種類別に、参考事例を示す。</p> <p>付表 3-1 変状の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼部材</th><th>コンクリート部材</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①腐食 ②亀裂 ③破断 ⑦その他</td><td>④ひびわれ ⑤床版ひびわれ ⑦その他</td><td>⑥支承の機能障害 ⑦その他</td></tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※次ページ以降の写真集は対比表形式ではない。 赤文字及び赤枠箇所が前回からの変更点である。</p> </div>	鋼部材	コンクリート部材	その他	①腐食 ②亀裂 ③破断 ⑦その他	④ひびわれ ⑤床版ひびわれ ⑦その他	⑥支承の機能障害 ⑦その他
鋼部材	コンクリート部材	その他											
①腐食 ②亀裂 ③破断 ⑦その他	④ひびわれ ⑤床版ひびわれ ⑦その他	⑥支承の機能障害 ⑦その他											
鋼部材	コンクリート部材	その他											
①腐食 ②亀裂 ③破断 ⑦その他	④ひびわれ ⑤床版ひびわれ ⑦その他	⑥支承の機能障害 ⑦その他											

判定区分 II

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
(予防保全段階)



例

母材の板厚減少はほとんど生じていないものの、広範囲に防食被膜が劣化が進行しつつあり、放置すると全体に深刻な腐食が拡がると見込まれる場合



例

橋全体の耐荷力への影響は少ないものの、局部で著しい腐食が進行しつつあり、放置すると影響の拡大が確実と見込まれる場合



例

耐候性鋼材で、主部材に顕著な板厚減少は生じていないものの、明らかな異常腐食の発生がみられ、放置しても改善が見込めない場合



例

塗装部材で、主部材に顕著な板厚減少には至っていないものの、放置すると漏水等による急速な塗装の劣化や腐食の拡大の可能性がある場合

備考

- 腐食環境（塩分の影響の有無、雨水の滞留や漏水の影響の有無、高湿度状態の頻度など）によって、腐食速度は大きく異なることを考慮しなければならない。
- 次回定期点検までに予防保全的措置を行うことが明らかに合理的となる場合が該当する。

判定区分 III

構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
(早期措置段階)



例

主部材に、拡がりのある顕著な腐食が生じており、局部的に明確な板厚減少が確認でき、断面欠損に至ると構造安全性が損なわれる可能性がある場合



例

支承部や支点部の主桁に、明らかな板厚減少を伴う著しい腐食がある場合



例

耐候性鋼材で、明らかな異常腐食が生じており、拡がりのある板厚減少が生じている場合



例

漏水や滯水によって、主部材の広範囲に激しい腐食が拡がっている場合

備考

- 腐食の場合、広範囲に一定以上の板厚減少が生じたり、局部的であっても主部材の重要な箇所で断面欠損が生じると部材の耐荷力が低下していることがある。
- 桁内や箱断面部材の内部に漏水や滯水を生じると、広範囲に激しい腐食が生じることがあり、特に凍結防止剤を含む浸入水は腐食を激しく促進する。

判定区分 IV

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
(緊急措置段階)



例

ゲルバー桁の受け梁など、構造上重要な位置に腐食による明らかな断面欠損が生じている場合



例

トラス橋やアーチ橋で、その斜材・支柱・吊材、弦材などの、主部材に明らかな断面欠損や著しい板厚減少がある場合
(大型車の輪荷重の影響によつても突然破断することがある)



例

主部材の広範囲に著しい板厚減少が生じている場合
(所要の耐荷力が既に失われていることがある)



例

支点部などの応力集中部位で明らかな断面欠損が生じている場合

(地震などの大きな外力によつて崩壊する可能性がある)

備考

■腐食の場合、板厚減少や断面欠損の状況によっては、既に耐荷力が低下しており、大型車の輪荷重の通行、地震等の大きな外力の作用に対して、所要の性能が発揮できない状態となっていることがある。

判定区分 IV

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
(緊急措置段階)



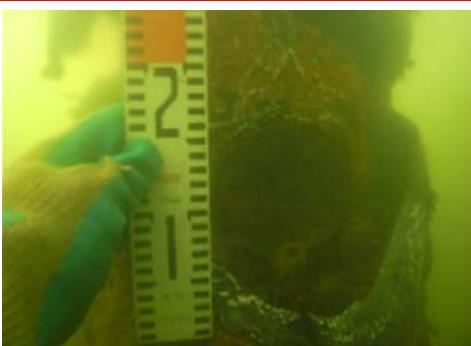
例

鋼製パイルベント橋脚に腐食孔
が発生している場合



例

鋼製パイルベント橋脚の腐食に
よる断面欠損が発生している場
合



例

干潮河川の水没部の鋼製パイル
ベント橋脚で局部的に腐食が進
行した場合

備考

■水中部のパイルベント橋脚で部材は、局部的な腐食で欠損したりするこ
とで、構造体として不安になる場合がある。

詳細な状態の把握が必要な事例



例

外観目視できない埋込み部や部材内部で、著しく腐食が進行している可能性が疑われる場合

(埋め込み部内部で破断直前まで腐食が進行していることがある)



例

耐候性鋼材に明確な異常腐食の発生が認められる場合

(板厚計測など詳細な状態の把握をしなければ、耐荷力への影響が推定できないことがある)



例

桁内部など、外観目視できない部位での滯水や漏水による著しい腐食が生じている可能性が疑われる場合

(桁内部で著しい腐食が生じ、深刻な影響が生じていることがある)



例

外観目視できない部材内部で、著しく腐食が進行している可能性が疑われる場合

(内部からの板厚減少によって部材の耐荷力が低下していることがある)

備考

■腐食は、環境条件によっては急速に進展するため、外観目視では全貌が確認できない部材内部や埋込部などに著しい腐食が疑われる場合には、詳細な状態の把握により原因を究明する必要がある。漏水や滯水が原因の場合、急速に進展することがある。

判定区分 II

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
(予防保全段階)



例

進展しても主部材が直ちに破断する可能性は少ないものの、今後も進展する可能性が高いと見込まれる場合



例

進展しても亀裂が直ちに主部材に至る可能性は少ないものの、今後も進展する可能性が高いと見込まれる場合



例

進展しても亀裂が直ちに主部材に至る可能性は少ないものの、今後も進展する可能性が高いと見込まれる場合



例

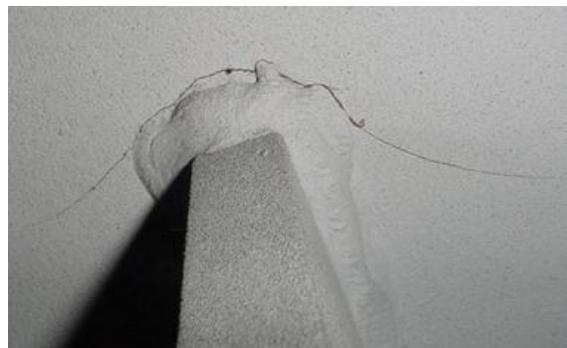
対傾構や横構などに明らかな亀裂が発生しており、その位置や向きから進展しても直ちに主部材に至る可能性はないものの、放置すると部材の破断に至る可能性が高い場合

備考

■亀裂の発生部位によっては、直ちに主部材に進展して橋が危険な状態になる可能性は高くないと考えられる場合がある。しかし確実に亀裂の進展が見込まれる場合には、亀裂が拡大すると補修が困難になったり大がかりになることも考えられる。

判定区分 III

構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
(早期措置段階)



例

明らかな亀裂が鋼床版のデッキプレートに伸びており、さらに進展すると路面陥没や舗装の損傷につながることが見込まれる場合



例

明らかな亀裂が鋼床版のデッキプレートに伸びており、さらに進展すると路面陥没や舗装の損傷につながることが見込まれる場合



例

明らかな亀裂が鋼製橋脚の隅角部に発生している。さらに進展すると梁や柱に深刻な影響がでることが見込まれる場合

(発生位置によっては、IVとなることが多い)



例

明らかな亀裂が鋼床版のトラフリブに伸びており、さらに進展すると路面陥没や舗装の損傷につながることが見込まれる場合

備考

■亀裂は、突然大きく進展することがあり、また連続している部位のどこに進展するのかは予測できないのが通常であり、主部材に発生している場合や、主部材に進展する恐れのある場合には、早期に対策を実施する必要がある。

判定区分 IV

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
(緊急措置段階)



例

大きさに関係なく、ゲルバー桁の受け梁に亀裂が発生している場合



例

大きさに関係なく、アーチ橋やトラス橋の支柱・吊材・弦材などに明らかな亀裂がある場合



例

主げたのフランジからウェブに進展した明確な亀裂がある場合



例

主桁や横桁のウェブに大きな亀裂が進展している場合

備考

■応力の繰り返しを受ける部位の亀裂では、その大小や向きによって進展性（進展時期や進展の程度）を予測することは困難であり、主部材の性能に深刻な影響が生じている場合には、直ちに通行制限や亀裂進展時の事故防止対策などの緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。

詳細な状態の把握が必要な事例

例

溶接線付近に明確な塗膜割れが生じているものの、亀裂の全体が外観からは確認できない場合（亀裂の有無の確実な判断の為には、塗膜を除去したうえで、専門技術者による非破壊検査や削り込みなどの詳細な状態の把握が必要である）



例

鋼床版に深刻な亀裂が生じている疑いのある塗膜割れや発錆が見られるものの、外観目視のみでは断定できない場合



例

鋼製橋脚の隅角部やラーメン橋の部材交差部で亀裂が生じているか、またはその疑いがあり、同様の部材交差部が他にも存在している場合



例

アーチ橋の支柱下端に錆が生じており、一方で疲労亀裂の生じやすい箇所であることから、疲労亀裂の発生の可能性も否定できない場合

備考

■鋼部材の亀裂は、塗装や錆によって外観目視だけでは全貌が確認できないことも多く、その場合には塗膜や錆の除去、磁粉探傷試験や超音波探傷試験などの非破壊検査などによる詳細な状態の把握が必要となる。

判定区分 I

構造物の機能に支障が生じていない状態。
(健全)

判定区分 II

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
(予防保全段階)

判定区分 III

構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
(早期措置段階)



例

【判定区分 I】

破断を当て板等により補修することによって、機能回復し、新たな破断も生じていない場合



例

【判定区分 III】

耐荷力に影響が少ない部材に破断が生じている。地震などの大きな外力に対しては構造安全性が損なわれる可能性がある場合



例

【判定区分 III】

耐荷力に影響が少ない部材に破断が生じている。地震などの大きな外力に対しては構造安全性が損なわれる可能性がある場合

備考

■主部材以外の部材が破断している場合、通常の供用状態に対して構造安全性が大きく損なわれていなくても、地震等の大きな外力に対する橋の性能が低下している可能性があることに注意が必要である。

判定区分 IV

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
(緊急措置段階)



例

応力集中点にある垂直補剛材に
破断が見られ、主桁の座屈等、
重大事故につながる恐れがある
場合



例

トラス橋の斜材など、主要部材
が破断しており、落橋に至る恐
れがある場合



例

トラス橋の床版コンクリートに
埋め込まれた斜材が破断してお
り、落橋に至る恐れがある場合



例

トラス橋の斜材の一部が腐食
し、破断が生じている例

備考

■主部材の破断は、部位に限らず構造安全性に深刻な影響を与えてい
ることが一般である。

詳細な状態の把握が必要な事例

例

アーチ橋の吊材の一部で腐食による破断が生じており、同条件の他の吊材にも腐食が進行していることが疑われる例



例

PC鋼材が腐食の進展により破断が生じており、他の個所でも同様の腐食が生じている可能性が疑われる例



例

トラス橋の斜材の一部が破断しており、同条件の他の斜材にも亀裂の発生や破断が生じていることが疑われた例



例

PC鋼材が突出し、添架設備に衝突している例

備考

■部材の破断要因が不明な場合は、**詳細な状態の把握**により要因を特定し、その他の部材にも同様な損傷が発生する可能性を確認する必要がある。

■保護管や留め具などにステンレスなどを用いている場合には、異種金属接触による著しい腐食が鋼材に生じる恐れがある。この場合、同構造の他部材にも同時多発的に腐食が生じる可能性があるため注意するのがよい。

詳細な状態の把握が必要な事例

例

PC鋼材の破断が生じ、突出した
例
(他のPC鋼材でも同様の損傷
が進行している場合がある)



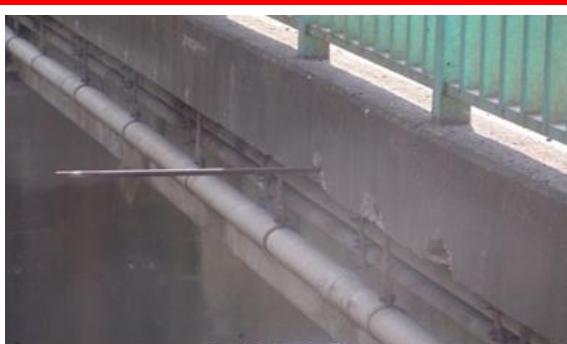
例

支点横桁の横締めPC鋼材定着部
のコンクリートが剥離し、PC
鋼材も抜け出している例。
(他のPC鋼材でも同様の損傷
が進行している場合がある)



例

PC鋼材の破断が生じ、突出した
例
(他のPC鋼材でも同様の損傷
が進行している場合がある)



例

PC鋼材に破断が生じており、他
のPC鋼材の劣化や桁内への雨水
の浸入による部材の劣化が疑わ
れる例

備考

- 部材の破断要因が不明な場合は、**詳細な状態の把握**により要因を推定し、その他の部材にも同様な損傷が発生する可能性を確認する必要がある。
- 既に抜け出しが見られる場合には、他のPC鋼材の突出による第三者被害、また、定期点検中の被害にも注意する必要がある。

判定区分 II

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
(予防保全段階)



例

近接目視で容易に視認できるひびわれがあるものの、進展する可能性が低いと考えられる場合
例えば、

- ・応力の繰り返し変動がないか小さい位置
- ・雨水の浸入による内部鋼材の腐食に至る可能性がないか、低いと考えられる位置・性状



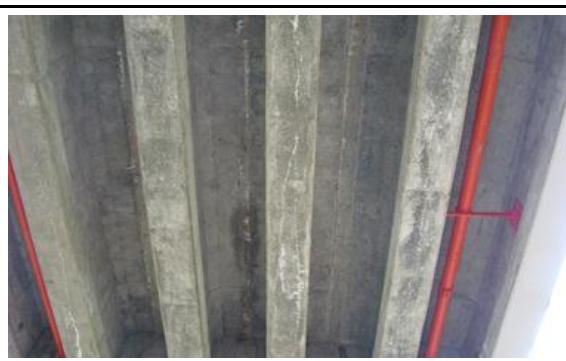
例

目視で容易に視認できる顕著なひびわれがあり、放置すると雨水の内部への浸入などにより確実に劣化が進展することが見込まれる場合



例

目視で容易に視認できる顕著なひびわれがあり、放置すると雨水の内部への浸入などにより確実に劣化が進展することが見込まれる場合



例

目視で容易に視認できる顕著なひびわれがあり、上側からの桁内への雨水の浸入も疑われるなどにより、確実に劣化が進展することが見込まれる場合

備考

■ひびわれの進展によって、耐荷力に重大な影響を及ぼす可能性がある部位に発生している場合は、進展性について慎重に判断しなければならない。(例えば、張出し部材の付け根、せん断ひびわれ、部材貫通の疑い)

判定区分 III

構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
(早期措置段階)



例

近接目視で容易に視認できるひびわれがあり、内部の鉄筋やPC鋼材の腐食が進行している場合



例

桁に多数のひびわれ、剥離・鉄筋露出が生じており、内部鋼材の腐食が広範囲で進行している場合



例

PC橋の桁端部の定着部で内部鋼材の腐食が疑われる顕著なひびわれが多発している場合



例

近接目視で容易に視認できるひびわれがあり、顕著な漏水が継続しているなどにより、急速に劣化が進展すると見込まれる場合

備考

■ひびわれの発生位置やひびわれ種類によっては、耐荷力に重大な影響を及ぼす可能性があるため、要詳細な状態の把握またはIVと評価しなければならない（例えば、張出し部材の付け根、せん断ひびわれ、部材貫通の疑い）。

判定区分 IV

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
(緊急措置段階)



例

主桁の支点部近傍に顕著なひびわれが生じており、支承部としての機能も著しく低下している場合



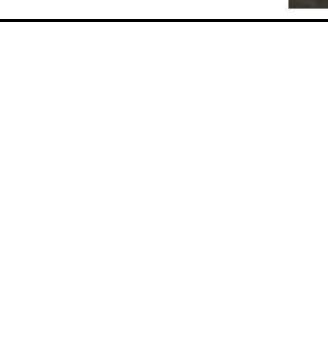
例

主部材に多数のひびわれが生じており、各所で内部鋼材の破断が生じていると考えられる場合



例

主部材の受梁など、その破壊が落橋に直接つながる部位で、顕著なひびわれが生じている場合



例

備考

■ひびわれの原因や部材への影響が容易に判断できない場合には、**詳細な状態の把握**を行う必要がある。

判定区分 IV

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
(緊急措置段階)



例

パイルベントの軸方向に顕著なひびわれが生じており、偏心荷重の作用によりパイルベントの破壊、さらには落橋するに至る可能性も疑われる場合



例

下部工の梁や柱に顕著なひびわれが生じており、進展すると落橋する可能性も疑われる場合

例

例

備考

■ひびわれの原因や部材への影響が容易に判断できない場合には、詳細調査を行う必要がある。

詳細な状態の把握が必要な事例



例

過去に補修・補強した部位からひびわれが生じており、原因の究明が必要と考えられる場合（再劣化によるひびわれでは、変状の全貌が外観目視では判断できないことが多い、内部で劣化が進行している場合、危険な状態となっていることがある。）



例

過去に補修・補強した部位からひびわれが生じており、原因の究明が必要と考えられる場合（再劣化によるひびわれでは、変状の全貌が外観目視では判断できないことが多い、内部で劣化が進行している場合、危険な状態となっていることがある。）



例

主部材に進展すると耐荷力上深刻な影響が否定できないひびわれが生じている場合で、危険性について外観からだけでは判断が困難な場合
例えば、
・ゲルバー構造の支点部
・支承の支持力を負担する位置
・せん断ひびわれ



例

塩害やアルカリ骨材反応を生じている疑いがある場合

備考

■塩害やアルカリ骨材反応を生じている場合、深刻化すると補修補強が困難となり、更新を余儀なくされる危険性がある。そのため塩害やアルカリ骨材反応を生じている可能性がある場合には、詳細調査として専門家による調査を行い、状態の確認とそれらを踏まえた維持管理計画の検討が必要である。

詳細調査が必要な事例



例

構造の詳細が不明であり、原因の把握が難しい場合



例

顕著な遊離石灰などが無いものの、規則的なひびわれが広範囲に生じており、原因の把握が必要な場合



例

顕著な遊離石灰などが無いものの、不規則に二方向にひびわれが生じている場合。（骨材のポップアウトなどが見られる場合には、アルカリ骨材反応を生じていることも疑われる）



例

塩害やアルカリ骨材反応を生じている疑いがある場合

備考

■塩害やアルカリ骨材反応を生じている場合、深刻化すると補修補強が困難となり、更新を余儀なくされる危険性がある。そのため塩害やアルカリ骨材反応を生じている可能性がある場合には、詳細調査として専門家による調査を行い、状態の確認とそれらを踏まえた維持管理計画の検討が必要である。

判定区分Ⅱ

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
(予防保全段階)



例

顕著な漏水はないものの、床版全体に広く格子状のひびわれが発達している場合



例

ひびわれは比較的少ないものの、明らかな貫通ひびわれ（漏水、石灰分の析出）がある場合



例

床版内部への雨水の浸入が顕著に生じており、放置すると急速に劣化が進むと見込まれる場合



例

ひびわれは比較的少ないものの、明らかな貫通ひびわれ（漏水、石灰分の析出）がある場合

備考

- 床版に貫通ひびわれが生じている場合、放置すると急速に劣化が進行する可能性が高い。また雨水の浸入は床版の劣化を著しく促進する。
- うきや剥離があると、コンクリート片が落下する危険性がある。

判定区分Ⅲ

構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
(早期措置段階)



例

漏水を伴う密に発達した格子状のひびわれが生じている場合
あるいは、床版下面に広く湿ったひびわれ集中箇所がある場合



例

漏水を伴う密に発達した格子状のひびわれが生じている場合
あるいは、床版下面に広く湿ったひびわれ集中箇所がある場合



例

床版内部に雨水が浸入し、広く鉄筋の腐食が進んでいる場合



例

間詰め部に顕著なひびわれが生じている場合
(間詰部が脱落することがある)

備考

■床版に広くひびわれが発達したり、雨水の浸入により鉄筋の腐食が進むと広範囲に床版コンクリートが脱落したり、輪荷重によって抜け落ちを生じることがある。

判定区分IV

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
(緊急措置段階)



例

床版コンクリートがある範囲で
一体性を失っている場合
(輪荷重などの作用で、容易に
抜け落ちる状態)



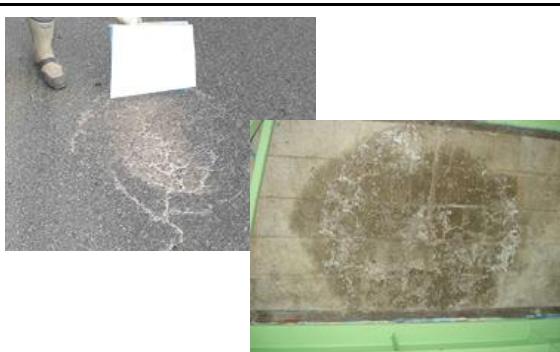
例

顯著な漏水を伴うひびわれがあり、
床版下面に明らかなうきや剥離が生
じている場合



例

顯著な漏水を伴う格子状のひび
われが密に発達している場合



例

床版下面の一部で石灰分の析出した
白いひびわれの発達と浸潤による変
色が拡がっている場合
(直上の舗装に陥没やセメント分の
噴出痕が見られる場合には、床版上
面が土砂化している可能性が高い)

備考

- 床版内部に広く雨水の浸入がある場合、床版コンクリートの劣化により突然の抜け落ち事故に至ることがある。
- 舗装の陥没やセメント分の噴出痕が見られる場合、床版が上面から土砂化するなど著しく劣化している事があり、判断が困難な場合は、詳細な状態の把握を行う必要がある。

詳細な状態の把握が必要な事例**例**

不規則なひびわれが発達したり、全面に顕著な変色が拡がっている場合
(アルカリ骨材反応の併発など複合的な劣化が生じていることがある)

**例**

床版下面に顕著な浮き・剥離・鉄筋露出が見られる場合
(床版内部で劣化が進行している事がある)

**例**

床版の一部で、特異な変色や漏水が見られる場合

**例**

顕著な漏水を伴う格子状のひびわれが現れていないものの、全面に顕著な変色が拡がり、コンクリート内部に滯水が生じていることが疑われる場合

備考

- 塩害やアルカリ骨材反応が深刻化すると補修補強が困難となり、更新せざるを得なくなることがある。専門家による**状態の把握**や**維持管理計画の作成**が必要である。
- ひびわれが顕著でないものの水染みや石灰分の析出が広範に拡がっている場合には、コンクリート内部で水平ひびわれが拡がっている可能性がある。

判定区分IV

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
(緊急措置段階)



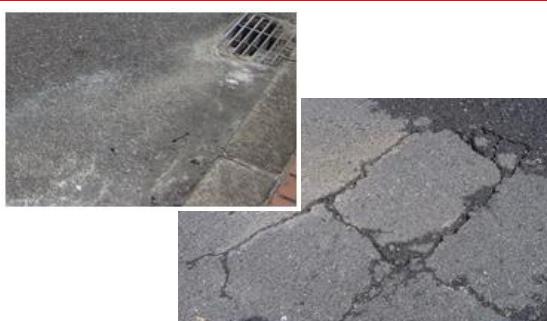
例

間詰めコンクリートの抜け落ちが懸念される場合（写真は抜け落ちしている例）



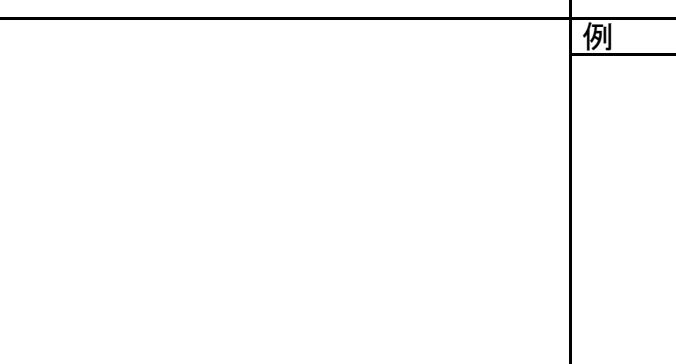
例

間詰めコンクリートの抜け落ちが懸念される場合（写真は抜け落ちしている例）



例

舗装面に特徴的なひびわれや、白色の変色が見られる場合
(舗装下の床版が著しく損傷していることがある)



例

備考

- 補修補強材が設置されている場合にもハンマーによる打音や触診を行うことが有効な場合もある。
- 補修補強材が設置されている場合、過去に損傷等が存在していた可能性があるため、事前に過去の補修履歴や経緯を調べることも有効である。

判定区分 II

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
(予防保全段階)



例

支承の塗装が劣化し、台座コンクリートの剥離が生じている。放置すると劣化が進行し、補修による支承機能の維持が困難となることが見込まれる場合



例

支承本体に腐食が見られ、支承機能が低下しており、放置するとさらに機能が急速に失われていくと考えられる場合



例

支承部の防食機能が著しく低下し、全体に腐食が進行しつつある場合
放置すると急速に機能回復が困難な状態になると見込まれる場合



例

腐食が進行しつつあり、ボルトにも緩みが生じている。
放置すると腐食のさらなる進行や地震や温度の作用などにより着実に性能が低下することが見込まれる場合

備考

判定区分 III

構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
(早期措置段階)



例

支承本体全体が著しく腐食しており、板厚減少も進行している場合

(このまま腐食が進行すると、耐荷力の低下により、桁の脱落等の重大な災害に至る可能性がある。)



例

支承や取り付け部の主げた等に板厚減少を伴う著しい腐食が進行している場合



例

支承の取り付けボルトが破断しており、支持機能が低下している場合

地震などの大きな外力に対して所要の機能が満足できないと考えられる場合。



例

ゴム支承本体に顕著な亀裂が生じている場合

地震などの大きな外力に対して所要の機能が満足できないと考えられる場合

備考

■支承本体や取り付け部に顕著な損傷があると、通常の交通荷重に対しては機能しても、大規模な地震の作用などに対して所要の機能が発揮されないことで、深刻な被害を生じることがある。

判定区分 IV

構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。
(緊急措置段階)



例

ローラー支承のローラーが脱落するなど、支承の荷重支持機能が失われている場合

(大きな路面段差や桁の脱落等で危険な状態になる可能性がある)



例

台座モルタルの破損により、支承の荷重支持能力が大きく低下していると認められる場合

(大きな路面段差や桁の脱落等で危険な状態になる可能性がある)



例

支承部および取り付け部の桁や下部工本体が大きく損傷している場合

(支承の機能が喪失しており、落橋に至る可能性がある)



例

支承および主桁の取付け部で、著しい断面欠損を生じている場合

(輪荷重の影響や中小の地震によっても桁端部が崩壊する可能性がある)

備考

詳細な状態の把握が必要な事例

例

支承および桁端部に遊間の異常が認められ、原因の究明が必要と考えられる場合



例

支承近傍にも腐食が広がっており、亀裂の併発が疑われる場合



例

地震後の異常な残留変位により、支承本体の損傷が疑われる場合



例

支承取付部の損傷が支承機能に影響を与えていたり、耐荷力の評価が必要な場合

備考

一般的性状

ボルトにゆるみが生じたり、ナットやボルト、リベットなどが脱落している状態。ボルト、リベットが折損しているものを含む。



例

ボルトが抜け落ちている状態

(地震などの大きな外力によつてボルトが破断することがある)



例

ボルトが折損している場合



例

高力ボルトが抜け落ちている場合



例

支承のアンカーボルトや取り付けボルトが緩んでいる場合

備考

■高力ボルト（F 11 Tなど）では、遅れ破壊が生じている可能性がある。

一般的性状

鋼部材の、防食システム（塗装、めっき、金属溶射など）に変状がみられるもの。（耐候性鋼材の場合、腐食で評価する）



例

発錆は見られないものの、上塗り塗装に顕著な劣化が見られる状態



例

発錆は拡がっていないものの、塗膜の劣化が進行しており、下塗り塗装が暴露している状態



例

めっきの劣化や、めっき面塗装の劣化が見られる状態



例

めっき部材の表面に錆が見られる状態

備考

■被覆系の防食層は劣化が進むと母材の発錆リスクが急激に高まる。

一般的性状

コンクリート部材の表面に浮きや剥離が生じた状態。剥離部で鉄筋が露出している場合を鉄筋露出という。(ひびわれを伴う場合、ひびわれでも評価する)



例

コンクリート部材に、剥離・鉄筋露出がある状態

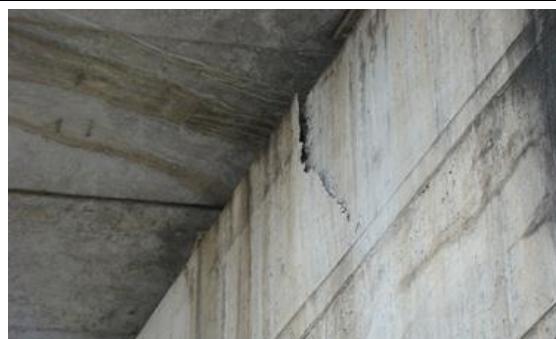
(コンクリート片が落下するこ
とがある)



例

コンクリート部材にうきや剥離
がある場合

(内部で鋼材の腐食が進行して
いる場合がある)



例

コンクリート部材にうきや剥離
がある場合

(地震等の大きな外力によっ
て、部材内部にひびわれが進行
している場合がある)



例

コンクリート部材にうきや剥離
がある場合

(補修部の再劣化により、うき
や剥離が発生する場合がある)

備考

一般的性状

コンクリート部材の打ち継ぎ目部などから、水や石灰分の滲出や漏出が生じている状態。（ひびわれを伴う場合、ひびわれでも評価する）



例

コンクリート部に埋め込まれた部材周囲から漏水が生じている状態

（埋め込み部内部で著しく腐食していることがある）



例

床版から漏水が生じている状態

（貫通ひびわれなどにより、同じ箇所から漏水が継続する場合、局部的劣化が顕在化することがある）



例

部材同士の境界部から漏水が生じている状態

（間詰部が劣化していたり、部材内部に雨水が浸入し、部材が劣化していることがある。境界部を横断する横縫め鋼材の腐食が生じていることがある）



例

プレキャスト部材の継目部から漏水と遊離石灰の析出が生じている状態

（部材間のPC鋼材や鉄筋が腐食したり、鋼材に沿って部材内部に腐食が拡がることがある）

備考

■コンクリートに埋め込まれた部分で鋼材の腐食が疑われる場合には、打音検査やコンクリートの一部をはつるなどで除去し、コンクリート内部の状態を確認するのがよい。

一般的性状

コンクリート部材の打ち継ぎ目部などから、水や石灰分の滲出や漏出が生じている状態。（ひびわれを伴う場合、ひびわれでも評価する）



例

プレキャスト中空床版の間詰部から遊離石灰の析出が生じている例。

（横締めPC鋼材が雨水等の浸入により劣化が生じていることがある。）

例

例

例

備考

一般的性状

コンクリート部材を補修または補強した、鋼板、シート、塗装などの被覆材料に変状が生じている状態。（コンクリートによる補強部材は、本体の損傷として扱う）



例

床版裏面の補強鋼板に、床版内部への雨水の浸入が疑われる腐食が見られる場合

（内部で床版の劣化が進み、突然の抜け落ちに至ることがある。）



例

補強部材（鋼板）の再劣化（腐食、うき）が見られる状態

（補強効果が失われていたり、補強部材内部で劣化が進行していることがある）



例

補修した部材（表面保護工）の再劣化が見られる場合

本例では、コンクリート桁にもひびわれが生じており、「コンクリートのひびわれ」でも評価する。



例

補修した部材の再劣化が見られる場合、外観から見えない内部で損傷が進行していることがある。

備考

その他	遊間異常	共通
一般的性状	<p>桁間の間隔や、伸縮装置及び支承、落橋防止システム等の変位や遊間に異常がみられる状態</p>	
	例 桁端部が下部工と接触している状態 (下部工が変位していることがある)	
	例 伸縮装置の遊間が異常に狭くなっている状態 (地震の影響によって、下部工が変位していることがある)	
	例 伸縮装置の遊間が異常に狭くなっている状態 (地震の影響によって、下部工が変位していることがある)	
	例 伸縮装置の遊間が不均等（橋軸直角方向）になっている状態 (地震の影響による下部工の変位以外にも、上部工の異状や支承の損傷などで上下部工に異常な水平変位が生じていることがある)	
備考		

その他	路面の凹凸	路面
一般的性状	路面に特異な段差や凹凸が生じている状態。（伸縮装置部の段差を含む）	
	例 伸縮装置との境界で、凹凸が生じている状態 (車両からの衝撃荷重により、部分的に損傷が進行することがある。)	
	例 土工部との境界で、明確な段差が生じている状態 (地震によって、土工部が沈下していることがある)	
	例 径間の境界で、顕著な路面凹凸が生じている状態 (下部工の沈下や傾斜、支承の損傷が生じていることがある。)	
	例 伸縮装置に明確な目違いが生じている状態 (地震によって、土工部が沈下したり、支承の破壊が生じていることがある)	
備考		

その他	舗装の異常	路面
一般的性状	舗装面に、ひびわれやうき、ポットホール、水や石灰分の滲出などの異常が生じている状態	
	 <p>例 舗装表面に特異な損傷が見られる場合、床版が著しく損傷していることもある。 (コンクリート床版の上面が土砂化していた例)</p>	
	 <p>例 舗装表面に特異な損傷が見られる場合、床版が著しく損傷していることもある。 例えば、 ・コンクリート床版の土砂化 ・鋼床版の疲労亀裂</p>	
	 <p>例 舗装表面に特異な損傷が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 例えば、 ・コンクリート床版の土砂化 ・鋼床版の疲労亀裂</p>	
	 <p>例 舗装表面に特異な損傷が見られる場合、床版が著しく損傷していることがある。 (鋼床版にデッキ貫通の亀裂が生じていた例)</p>	
備考		

その他	定着部の異常	共通
一般的性状	PC部材の緊張材、ケーブル部材などの定着部に異常がみられる状態	
 	例 ケーブル部材の定着部の防食が劣化していたり、定着部に雨水の浸入が疑われる場合	
	例 落橋防止のための桁連結装置の定着部に著しい発錆がみられる。	
	例 桁内のPC鋼材定着部に鉛汁や石灰分の滲出がみられる例 (床版上面など路面側から定着部またはケーブル部材に雨水が到達し、腐食が進んでいることがある)	
	例 橫締めPC鋼材が抜け出している例 (耐荷力低下の他、第三者被害を伴うことがある。)	
備考		

その他	変色・劣化	共通
-----	-------	----

一般的性状

コンクリートの特異な変色など部材の色に異常がみられる状態。ゴムや樹脂などの材質が変化している状態



例

PC橋の表面に特徴的な変色が見られる場合

(内部のPC鋼材が著しく腐食していることがある。)



例

火災痕が見られる場合

(部材の強度が低下している場合がある。)



例

火災痕が見られる場合

(部材の強度が低下している場合がある。)



例

コンクリート部材の表面に異常な変色が見られる場合

(骨材の変質などにより、浸潤状態で特異な色を呈することがある)

備考

一般的性状

伸縮装置や排水施設などの本来の雨排水機構によらず、漏出したり、部材上面や内部に異常な滯水が生じている状態。
(激しい降雨などによる異常でない一時的な滯水は除く)



例

桁間から顕著な漏水が見られる場合

(下部工上面では、漏水などの水が速やかに排除されず、長期の滯水を生じる事がある)



例

箱桁内部などの部材内部に、滯水が生じている状態

(部材の隙間や、排水施設の破損などにより部材内に漏水すると滯水することがある。)



例

箱桁内部などの部材内部に、滯水が生じている状態

(部材の隙間や、排水施設の破損などにより部材内に漏水すると滯水することがある。)

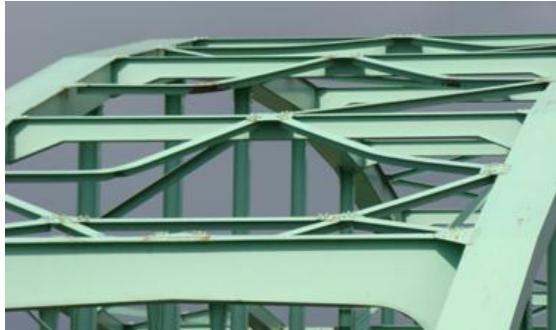


例

箱桁内部などの部材内部に、滯水が生じている状態

(ひびわれや排水施設の破損などにより漏水すると部材内に滯水することがある。)

備考

その他	変形・欠損	共通
一般的性状	<p>車両や船舶の衝突などにより、部材が局部的に欠損したり変形している状態</p> 	<p>例 部材に大きな変形や欠損が見られる場合 (車両の衝突や部材同士の干渉によって当該部位以外にも様々な変状が生じていることがある。)</p>
		<p>例 主げたに顕著な変形が見られる場合 (洪水や津波の際に、漂流物が衝突して部材を損傷させることがある)</p>
		<p>例 上横構などに顕著な変形が見られる場合 (地震時には、大きな水平力によって横方向の部材に変形や破断を生じる事がある)</p>
		<p>例 トラス橋の鉛直材に顕著な変形が見られる場合 (下路橋では、車両および積載物などの衝突により部材の変形や破断を生じる事がある)</p>
備考		

一般的性状

水中部のパイルベント橋脚で部材が座屈により変形している状態



例

鋼製パイルベント橋脚の座屈による上部工の沈下が発生している場合



例

鋼製パイルベント橋脚が座屈している場合

例

例

備考

その他	土砂詰まり	路面
一般的性状	排水枠や排水管、伸縮装置などに土砂が堆積している状態	
	<p>例 支承部に土砂が堆積している場合 (支承の腐食を促進するなど、機能障害に至る場合がある。)</p>	
	<p>例 伸縮装置に土砂が詰まっている状態</p>	
	<p>例 排水枠の土砂詰まりによる路面排水の不良を生じている場合</p>	
	<p>例 橋表面に土砂が堆積している場合 (滞水しやすい環境となり、コンクリートの劣化を伴うことがある。)</p>	
備考		

一般的性状

基礎や下部工に特異な沈下・移動・傾斜が生じている状態。
(支承の場合、支承の機能障害で評価する)



例

橋全体に変形が見られる場合

(下部工の傾斜や沈下など橋全体が危険な状態になっていることがある)



例

河川内の橋梁で、橋全体の変形が見られる場合

(洗掘や下部工の沈下などにより危険な状態となっていることがある)



例

下部工が変位している疑いのある場合

(下部工周辺の地盤の変状がある場合、橋全体が危険な状態になっていることがある)



例

下部工周囲に、土砂の噴出痕が見られる場合

(液状化が生じた場合、下部工が沈下や傾斜を生じていることがある)

注) 写真の例の異状の有無は不明

備考

一般的性状

基礎や下部工に特異な沈下・移動・傾斜が生じている状態。
(支承の場合、支承の機能障害で評価する)



例

河川内の橋梁で、橋脚の沈下により橋全体の変形が見られる場合

(洗掘や下部工の沈下などにより危険な状態となっていることがある)



例

河川内の橋梁で、橋脚の傾斜により橋全体の変形が見られる場合

(洗掘や下部工の沈下などにより危険な状態となっていることがある)



例

背面盛土の崩壊により橋台が沈下・移動・傾斜している疑いのある場合

(下部工周辺の地盤の変状がある場合、橋全体が危険な状態になっていることがある)



例

洗掘により下部工を保護する擁壁が沈下した場合

備考

その他	洗掘	下部構造
-----	----	------

一般的性状

基礎部に洗掘が生じている状態



例

基礎部が洗掘され杭が露出している場合

(津波後に発見された損傷。)



例

基礎部が流水のため著しく洗掘されている場合



例

基礎部が流水のため著しく洗掘されている場合



例

洪水によって洗掘が進行した場合

(洗掘が進むと、橋脚に沈下や傾斜が生じることがある。)

備考

■洗掘部に堆積物が堆積するとき、地盤抵抗として期待できないことが多い。

一般的性状

基礎部に洗掘などにより土砂の流出が生じている状態



例

洗掘部からの土砂の吸い出しにより橋台基礎底面に空洞が生じる可能性がある



例

橋台部基礎の土砂が洗掘され、橋台背面の土砂が流出した例



例

橋台の背面土が流出している場合、舗装面に異常が現れることもある



例

備考

- 橋梁の背面土が流出している場合、路面にひびわれや陥没などの異常が現れる場合がある。
- 繰り返し背面土の流失が生じている場合には、河川の洗掘による吸い出しの影響の場合がある。

その他	その他の異常	共通
一般的性状		
	例 基礎の近傍の地盤に顕著な変状がある場合 <p>(下部工の安定が損なわれているなど、橋全体が危険な状態になっていることがある)</p>	
	例 大規模な落書きが見られる場合 <p>(落書きにより、塗装などの防食被膜に悪影響を与えたり、耐候性鋼材の保護性鏽の形成を阻害するなどの影響が懸念される)</p>	
	例 排水管が腐食により断面欠損している場合 <p>(排水管の破損は、排水の飛散により橋本体に深刻な影響を与えることがある)</p>	
	例 桁端部が下部工に衝突している場合 <p>(桁と下部構造の遊間がなくなると、両者に大きな力が作用するため桁の座屈や橋台の破損に至ることがある)</p>	
備考		

その他

その他

鋼

詳細な状態の把握が必要な事例



出典：国家運輸安全委員会(NTSB)事故報告書

<https://www.ntsb.gov/investigations/AccidentReports/Reports/HAR08>

例

ガセットプレートの損傷により落橋に至った場合
(米国I-35W橋の落橋事故では、事故前にガセットに変状があつたことが確認されている)

例

例

例

備考

付録4 コンクリート片等第三者被害につながる損傷の事例

第三者被害につながる損傷の事例を示す。第三者被害につながる損傷は必ずしもコンクリート表面の浮きや剥離だけでなく、多種多様なものがある。定期点検で損傷を発見した場合は、その場で措置を行うものとし、定期点検時に措置ができない場合は、措置の方法を検討し、速やかに措置を実施する必要がある。

落下等により第三者被害が懸念されるものは多種多様であり、注意して定期点検を行う必要がある。

定期点検時に措置ができない場合は、速やかに措置を実施する必要がある。



例

コンクリート片が剥落防止材を抜けて落下した場合



例

間詰めコンクリートが抜け落ちている場合



例

間詰めコンクリートが抜け落ちている場合



例

化粧モルタルが面的に落下した場合

備考

■第三者被害の可能性がある落下事象は、必ずしもコンクリート表面のうきや剥離だけでなく様々なものがある。

■剥落対策工が実施済みの箇所においても、対策部に変状が疑われる場合は、詳細な状態の把握が必要な場合がある。

落下等により第三者被害が懸念されるものは多種多様であり、注意して定期点検を行う必要がある。

定期点検時に措置ができない場合は、速やかに措置を実施する必要がある。



例
後埋めモルタルが落下した場合



例
補修した材料（剥落防止工）が剥がれた場合



例
補修した材料（剥落防止工）とともにコンクリート片が剥落した場合



例
目地材が落下した場合

備考

■第三者被害の可能性がある落下事象は、必ずしもコンクリート表面のうきや剥離だけでなく様々なものがある。

■剥落対策工が実施済みの箇所においても、対策部に変状が疑われる場合は、詳細な状態の把握が必要な場合がある。

落下等により第三者被害が懸念されるものは多種多様であり、注意して定期点検を行う必要がある。

定期点検時に措置ができない場合は、速やかに措置を実施する必要がある。

	<p>例 グレーチング床版を有する橋の壁高欄打ち下ろし部のコンクリートが落下した場合 深い部分に剥離面がある場合、剥離の把握や把握できても除去が難しい場合がある。構造等を勘案し詳細な状態の把握又は対策の要否を検討するのがよい。</p>
	<p>例 橋脚の折れ点からモルタル片が落下した場合</p>
	<p>例 照明柱基部のモルタル片が落下した場合</p>
	<p>例 壁高欄からコンクリート片が落下した場合</p>
<p>備考</p> <p>■第三者被害の可能性がある落下事象は、必ずしもコンクリート表面のうきや剥離だけでなく様々なものがある。</p>	

落下等により第三者被害が懸念されるものは多種多様であり、注意して定期点検を行う必要がある。

定期点検時に措置ができない場合は、速やかに措置を実施する必要がある。



例

コンクリート片が落下した場合



例

化粧モルタルが面的に落下した場合



例

塗膜が面的に落下した場合



例

鋼部材片が落下した場合

備考

■第三者被害の可能性がある落下事象は、必ずしもコンクリート表面のうきや剥離だけでなく様々なものがある。